

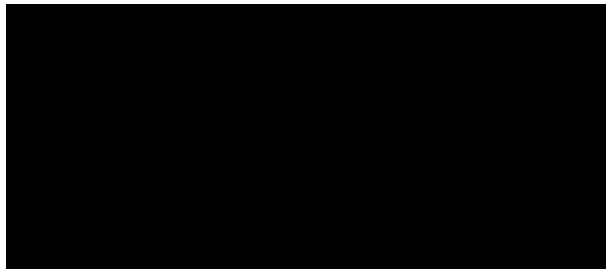
申請枠区分

通常枠

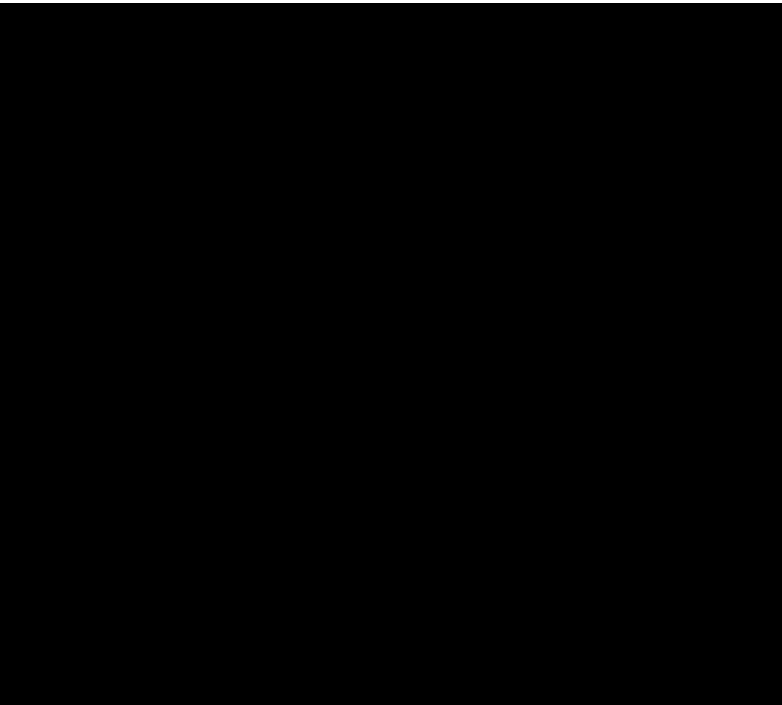
申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2025 年	2	回

申請書SharePoint



----- 団体情報から転記



1. 助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■ 申請団体が申請に際して確認する事項

(1) 申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

社会福祉法人長野県共同募金会

団体代表者 役職・氏名

会長 合津 文雄

分類

法人番号

6100005001688

団体コード

申請団体の住所

長野市大字西長野字加茂北143番地8

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請する

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】
公益財団法人長野みらい基金	高橋 潤	構成団体

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際しなお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締

2 本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の(1)～(4)の事項等

(1)申請資格要件(欠格事由)について
申請資格要件について確認しました
(2)公正な事業実施について
公正な事業実施について確認しました
(3)規程類の後日提出について(※通常枠のみ該当)
規程類の後日提出について確認しました
(4)情報公開について(情報公開同意書)
情報公開について確認しました
(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について
兼職がないことを確認しました

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

コンソーシアムに関する誓約欄の内容について誓約します

休眠預金活用事業 事業計画書【2025年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報

申請団体	資金分配団体			
資金分配団体	事業名(主)	民間セクターによる災害対応広域連携事業		
	事業名(副)	多様な民間セクターが平時でつながり被災した方々をお互いに迎え支える体制づくり		
	団体名	社会福祉法人長野県共同募金会	コンソーシアムの有無	あり
事業の種類1	④災害支援事業			
事業の種類2	防災・減災支援			
事業の種類3				
事業の種類4				

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域/分野	
<input type="radio"/>	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
<input type="radio"/>	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
<input type="radio"/>	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
<input type="radio"/>	③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
<input type="radio"/>	⑨ その他
<input type="radio"/>	(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
<input type="radio"/>	④ 働くことが困難な人への支援
<input type="radio"/>	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
<input type="radio"/>	⑥ 女性の経済的自立への支援
<input type="radio"/>	⑨ その他
<input type="radio"/>	(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
<input type="radio"/>	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
<input type="radio"/>	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
<input type="radio"/>	⑨ その他
その他の解決すべき社会の課題	地域における平時のつながりが弱くなっており、災害時にも対応できるレジリエントな地域づくりが課題である。

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
3.すべての人に健康と福祉を	3.8 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。	災害時においても医療・福祉の支援を必要とする人々とその家族が健康的な生活を確保されることが求められる。
4.質の高い教育をみんなに	4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。	災害時に備えて、日頃から防災に関する知識・体験をする教育を包括的かつ公平に提供することが求められる。

_5.ジェンダー平等を実現しよう	5.a 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、並びに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。	災害時には女性と女兒が災害弱者になるケースが多いため、女性主体の防災・減災の取り組みが日頃から求められる。
_10.人や国の不平等をなくそう	10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	災害時には災害弱者となり得る多くの人々があり、災害時にも不平等や格差のない支援を受けて生活することが求められる。
_11.住み続けられるまちづくりを	11.2 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。	災害時には災害弱者となり得る多くの人々があり、日頃から災害時の備えや防災意識の向上に努め、安心安全で強靱なまちづくりが求められる。

I.団体の社会的役割

(1)団体の目的	199/200字
2019年の台風19号による風水災害や毎年の豪雪地域での雪害などの様々な自然災害に対して、休眠預金や多様な資金、資源を活用し、長野県内の多分野・多セクターの様々なステークホルダーを結集して、レジリエンスのある地域づくりをするために、長野県内の多様な公益事業に対して長年広範に助成事業を行ってきた共同募金会と、テーマ性の高い助成事業を行うコミュニティ財団が連携・協働して生まれたコンソーシアムである。	
(2)団体の概要・活動・業務	199/200字
長野県共同募金会は、社会福祉事業等を対象とした地域福祉推進の共同募金事業を目的とした団体である。2024年度募金額は379,727,287円、助成額は2,091件325,209,401円。 長野県みらい基金は、寄付サイト「長野県みらいベース」を2013年から運営し、県内の公益活動を支援。中間支援組織として、多様なセクターとの協働を生み出している。助成事業は7年間で552件・総額4.38億円。	

II.事業概要

II.事業概要					国外活動の有無	-	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期	(開始)	2026/4/1	(終了)	2029/3/31	対象地域	長野県と隣接県	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められません。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	災害時に被災地の支援活動を行うグループ 平時に地域の防災・減災活動を行うグループ					(人数)	5~6団体（コンソーシアム可）×200人=1,000~1,200人（仮定）	
最終受益者	災害時、特に支援が必要な人々（高齢者、障がい者、持病を持つ人、乳幼児とその親、外国人など）					(人数)	1,000~1,200人×8県=8,000~9,600人（仮定） 長野県は日本で最も多くの県と隣接している県であり、新潟県、群馬県、埼玉県、山梨県、静岡県、愛知県、岐阜県、富山県の8県と接している。最終的には全国への波及を目指す。	

事業概要	<p>休眠預金2022年度事業「災害時の多様なフェーズ・階層・対象への地域連携モデル創出事業～レジリエンスを強化する地域づくり～」では、全県的な防災・減災活動における多様な災害フィールドにおけるロールモデルづくりに取り組んだ。全国初のモデル事例も生まれ、これまでの成果・ノウハウのまとめと評価を行い、その発信に努めている。3年間の事業を通じて、様々な変化や波及効果が生まれたが、令和6年能登半島地震・豪雨災害の被災地では支援の空白域や遅延・重複が発生し、単一県のみでの対応では限界があり、隣接県での連携・協働による支援の強化が喫緊の課題となった。今後は、南海トラフ地震、中央構造線地震、富士山噴火等の大規模災害も起こりうる。こうした背景や法改正の動向を踏まえ、本事業では、隣接県における民間の多分野・多セクターの多様なステークホルダーが平時から連携・協働し、広域災害への対応力を高め、地域レジリエンスを強化するモデルを構築・検証し、その成果を全国へと波及させることを目指す。災害時に必要な人材育成、災害時の子ども対応プログラム開発、平時からの防災教育、地域の防災・備蓄体制づくり、災害復興の継続支援等に取り組む活動団体への資金的支援・非資金的支援を行う。広域災害に対応するための連携・協働の枠組みづくりや行政への政策提言等を行い、休眠預金事業の災害分野のノウハウ・成果の蓄積を活用し、全国に向けて発信する。</p>
599/600字	

III.事業の背景・課題

<p>(1)社会課題</p> <p>当県では、過去に地震や豪雨に加え、山間部の豪雪や火山噴火等、様々な自然災害が発生した。災害時には行政や民間団体による支援活動が展開されるが、復旧・復興に必要な資源（人材・物資・資金）が限られており、支援体制（組織・仕組み）も脆弱であるため、災害の各フェーズ（発災直後・復旧期・復興期）に応じた継続的な支援の実現が大きな課題である。2019年の台風19号では、県内各地で住宅地や農地が甚大な被害を受けた。発災直後には行政、社会福祉協議会、NPO、ボランティア等が支援活動を行ったが、冬の到来が迫る中、迅速な復旧・復興が求められ、支援人材の確保、被災者ニーズの把握、資機材や活動資金の調達、情報の共有等、限られた資源での対応を余儀なくされた。分野・セクター間の多様な主体の連携には至らず、平時からの連携・協働体制の構築や支援活動に必要な資金調達の仕組みづくり等の課題が浮き彫りとなった。令和6年能登半島地震・豪雨では、交通手段が寸断されたことで、長期間にわたり支援の空白域や支援の遅延が発生した。山間地が多い当県でも、同様の被害が発生する可能性は高く、対策が急務である。当県は日本で最も多くの県と隣接しており、地理的・社会的に類似した課題を抱える隣接県が多数存在する。全国的にも地域や人のつながりの希薄化、生活基盤の脆弱化、支援側の資源不足等の複合的な課題が深刻化しており、大規模災害時には単一県のみでの対応では限界がある。その結果、真に支援を必要とする人々や地域が取り残され、長期にわたり深刻な社会的・生活的課題に直面する恐れがある。今後は、「場所・物」への支援から、「人（支援を必要とする人々や課題を抱える個人・地域）」への支援に視点を転換することがより重要となる。南海トラフ地震、中央構造線地震、富士山噴火等の大規模災害も起こりうる。当県では2022年度より休眠預金を活用した「災害時の多様なフェーズ・階層・対象への地域連携モデル創出事業～レジリエンスを強化する地域づくり～」に取り組んでいる。こうした背景や法改正の動向も踏まえ、隣接県の福祉・医療等の多様な分野・セクターの民間団体、NPO、企業、学校、行政等が連携・協働し、広域災害への対応力をより強化することが不可欠である。そして、それに伴う地域レジリエンスの向上モデルを全国へと波及させることが、持続可能な災害対応体制の構築に向けた鍵となる。</p>	999/1000字
<p>(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況</p> <p>2019年の災害時に、行政、社会福祉協議会、NPOの三者連携を進め、被災地・被災者の支援を目的に、官民協働による災害中間支援組織が立ち上がった。2022年度からの休眠預金事業「災害時の多様なフェーズ・階層・対象への地域連携モデル創出事業～レジリエンスを強化する地域づくり～」を通じて、県との連携は進んでいる。市町村ごとに行政や民間団体等の課題への対応に違いがあり、今後連携を深めることが課題である。</p>	199/200字
<p>(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況</p> <p>法制度に基づく共同募金の積立を活用した災害ボランティアセンターの運営や災害ボランティア活動の支援を行った。また、災害中間支援組織や関係団体等と連携し、フェーズごとの多様な課題を解決するために必要な資金確保を行い、被災地で課題を抱える人々の支援活動を行う団体を応援する助成を行った。積立財源の抛出や活動団体への助成を通じて、被災地の復旧・復興の状況や課題解決の成果を県内外に発信する取り組みを行った。</p>	199/200字
<p>(4)休眠預金等交付金に係る資金の活用により本事業を実施する意義</p> <p>誰にも起こり得る様々な災害に対し、平時から災害時に備えた課題解決の仕組みづくり、多様な人材や資金の確保、社会資源の活用等に取り組むことにより、誰一人取り残さない持続可能な地域づくりを実現できる。全国各地で蓄積された多様・多層な災害時の支援のノウハウを活用して学びや気づきを共有することにより、事業の相乗効果や質の向上を図ることが実現できる。団体の担い手の育成等を目的とした伴走支援の強化が図られる。</p>	199/200字

IV.事業設計

<p>(1)中長期アウトカム</p> <p>南海トラフ地震、中央構造線地震、富士山噴火等の大規模な自然災害に備え、民間の多様なステークホルダーが平時に越境して連携・協働する。</p> <p>事業終了の3年後には、予測困難な大規模災害に備えるため、隣接県との連携・協働により、広域災害への対応力が飛躍的に強化されるとともに、地域レジリエンスを高めるモデルが構築・実証され、その成果が全国へと波及している状態を目指す。</p> <p>(受益者) 災害時に誰も取り残されない状態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民とのつながりや個別避難計画等が具体化されている状態 ・災害時により迅速かつ効率的な支援を受けられる状態 <p>(実行団体) 広域・多主体連携が確立された状態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣接県における災害時支援のレベルが均質化・向上している状態 ・災害対応のスピードと効果が飛躍的に向上している状態 <p>(対象地域) 誰もが孤立しない地域コミュニティが育成された状態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業、NPO・NGO、自治会等の地域住民がそれぞれの強みを生かし、行政と連携するモデルが築かれている状態 ・地域レジリエンス（災害への強靭さ）の根本的な強化が図られている状態

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
<p>(事業全体)</p> <p>1 広域災害に対応可能な民間の多分野・多セクターによる平時の連携・協働体制が構築され、定着する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣接県間の多様なステークホルダー（NPO、企業、行政、社会福祉協議会、コミュニティ財団等）が、大規模災害発生時に迅速かつ効果的な支援を行うための連携ネットワークを構築し、維持管理できる。 ・特に南海トラフ地震・中央構造線地震・富士山噴火等の大規模災害が想定される長野県、山梨県、静岡県において、行政を巻き込んだ民間連携（官民連携）が進んでいる。 ・災害時の支援空白域や遅延・重複といった課題を解決するための、役割分担や情報共有の仕組みが確立される。 		<ul style="list-style-type: none"> ・協定締結数又は連携協定に参加する団体数（広域連携・協働に関する正式な協定を締結又は参加した隣接県間の団体の数） ・定期的な連携会議・訓練の開催回数（平時から多分野・多セクターのステークホルダーが集まり、連携強化に向けた話し合いや訓練を行った回数） ・情報共有システムの構築・活用状況（災害時における支援ニーズや資源に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有するためのシステム構築と活用状況） <p>アンケートのほかに、関係者インタビュー、フォーカスグループディスカッション、ケーススタディ、ループリック等により効果測定を行う。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・初期値0／隣接県との正式な広域連携・協働協定の締結数又は連携に参加する隣接県団体の数 ・初期値0／平時から連携・協働している民間の多分野・多セクターの多様なステークホルダーの数 			<ul style="list-style-type: none"> ・締結された協定数、参加団体数及び協定に基づく活動の実施状況／隣接県間の民間団体や行政、社会福祉協議会、コミュニティ財団等、多様なステークホルダーによる恒常的な広域連携・協働の枠組みが確立し、事業終了後も自律的に活動を継続している状態。 ・会議・訓練の回数、参加者の人数、参加者の満足度調査結果／災害発生時における広域的な支援活動の計画（役割分担、連絡体制、情報共有方法等）が事前に策定され、各関係者間で周知されている状態。 ・システムの稼働状況、利用率、情報共有の迅速性に関する評価／大規模災害の発生時には、構築されたネットワークが機能し、効果的な支援活動が迅速に開始される状態。

<p>(事業全体)</p> <p>2 災害分野における支援ノウハウ・人材が蓄積・共有され、支援の質の向上と地域レジリエンスの強化につながる。</p> <p>・広域災害に対応できる専門性を持つ人材が育成され、ネットワーク内で共有される。</p> <p>・特に南海トラフ地震・中央構造線地震・富士山噴火等の大規模災害が想定される長野県、山梨県、静岡県において、災害分野の支援ノウハウや人材が蓄積・共有され、支援の質が向上している。</p> <p>・困難を抱える人たち（被災した子ども、高齢者、障がい者等）のニーズに合わせた支援や、コミュニティ再生に向けた支援策が開発され、実践される。</p>	<p>・専門人材の育成数（広域災害に対応できるコーディネーター、アセスメント、アウトリーチ等の専門スキルを持つ人材を育成した数）</p> <p>・困難を抱える人たちへの支援件数（要配慮者や支援空白域にいる人たちを対象とした相談対応、物資提供等の具体的な支援の実施件数）</p> <p>・防災教育・訓練の参加者数（広域連携モデルの一環として実施した防災教育や地域の防災訓練への参加者数）</p> <p>アンケートのほかに、関係者インタビュー、フォーカスグループディスカッション、ケーススタディ、ループリック等により効果測定を行う。</p>	<p>初期値0又は限定的／広域災害に対応できる広域コーディネーター、他県支援団体との協働等の専門スキルを持つ人材の数</p> <p>初期値0／隣接県間の連携・協働を前提としたマニュアル、ガイドライン、事例集等の支援ノウハウの蓄積量</p> <p>限定的／要配慮者等の困難を抱える人たちへの広域連携による支援ノウハウの蓄積量</p>	<p>・育成した人材数、育成研修の参加者数、育成した人材の災害時活動実績／広域災害に対応できる専門性を持つ人材が多数育成され、ネットワーク全体で人材リストが共有・活用されている状態。</p> <p>・困難を抱える人たち（被災した子ども、高齢者、障がい者等）のニーズに合わせた支援プログラムが開発され、実践されている状態。</p> <p>・参加者数、参加者へのアンケートによる防災意識の変化、参加者からのフィードバック／広域的な防災教育やコミュニティ再生のノウハウが蓄積され、平時の防災力向上に貢献している状態。</p>
<p>(事業全体)</p> <p>3. 広域連携モデルの有効性が実証され、他の地域にも波及する。</p> <p>・事業を通じて得られた広域連携モデルやノウハウが、全国の他の地域でも活用できるように整理・発信される。</p> <p>・特に南海トラフ地震・中央構造線地震・富士山噴火等の大規模災害が想定される長野県、山梨県、静岡県において、行政を巻き込んだ民間連携が生み出す広域連携モデルが地域のレジリエンスにつながる。</p> <p>・行政の政策形成に民間からの提言が反映され、災害対策の改善につながる。</p>	<p>・ノウハウ・成果の発信件数（事業の成果や広域連携モデルに関する情報を報告書、ウェブサイト、シンポジウム等で発信した件数）</p> <p>・政策提言の件数又は採用実績（事業の知見に基づき、行政へ広域災害対応に関する政策提言を行った件数及び政策に採用された実績）</p> <p>・他地域からのモデルに関する問い合わせ数（事業成果の発信を受け、他の都道府県や団体から広域連携モデルに関する問い合わせを受けた件数）</p> <p>・広域連携モデルに関する関係者や地域住民のアンケート結果</p> <p>アンケートのほかに、関係者インタビュー、フォーカスグループディスカッション、ケーススタディ、ループリック等により効果測定を行う。</p>	<p>初期値0／広域連携モデルの確立状況</p> <p>初期値0／隣接県間での広域連携に関する政策提言の実績</p> <p>初期値0／広域連携モデルに関する問い合わせの実績</p>	<p>・報告書の発行、ウェブサイトのアクセス数、シンポジウム等の開催回数と参加者数、メディア掲載実績／事業を通じて得られた広域連携モデルやノウハウが、全国の他の地域でも活用できるように整理・発信され、他地域からの問い合わせや導入事例が生まれている状態。</p> <p>・政策提言の実施件数、提言内容の政策への反映度合い／事業の知見に基づいた政策提言が行政に受け入れられ、広域災害対策の改善に反映されている状態。</p> <p>・問い合わせ件数、実際に他地域で同様のモデルが構築された事例数／休眠預金事業の災害分野における先行事例として、事業成果が広く知られ、社会的インパクトが認められている状態。</p>

<p>(民間の広域連携モデル1)</p> <p>災害時に必要な人材育成／防災・減災に必要な人材育成(防災リーダー・ボランティア養成、被災者の心のケアを行う人材の育成、・医療的ケア児等の支援を行う人材の養成、重機等のオペレーター等の育成等)(長野県、山梨県、静岡県等の隣接県対象)</p> <p>・地域防災を担う多様な人材が育成され、災害発生時に即応できる体制が構築される。</p> <p>・専門性を持つボランティアやオペレーターが確保され、効果的な初期対応・復旧活動が可能となる。</p>	<p>・研修・講座の開催回数及び参加者数</p> <p>・資格取得者数・修了証発行数(例：防災士、重機オペレーター等)</p> <p>・育成された人材の災害時活動への従事者数・従事率</p> <p>・研修・講座参加者のアンケート結果</p> <p>アンケートのほかに、関係者インタビュー、フォーカスグループディスカッション、ケーススタディ、ループリック等により効果測定を行う。</p>	<p>初期値0/各県内に防災リーダーやボランティアは存在するが、隣接県を越えて相互に活動する仕組みや、広域災害に特化した共通の活動やプログラムは存在しない状態。</p>	<p>・防災リーダー、ボランティア、重機オペレーター等の育成のプログラムを通じて、目標とする人数の参加者や修了者がいる状態。</p> <p>・育成された人材が広域連携の枠組み内で共有され、災害時に県境を越えて相互に活動できる体制が確立している状態。</p>
<p>(民間の広域連携モデル2)</p> <p>災害時の子ども対応プログラム開発／防災・減災の子ども対応プログラム開発(避難所での子ども支援プログラム、被災後の心のケアプログラム、災害時の居場所(こども食堂)プログラム等)(長野県、山梨県、静岡県等の隣接県対象)</p> <p>・災害時における子どもの心身の安全・安心が確保され、被災による長期的な影響が軽減される。</p> <p>・避難所や居場所における子ども支援プログラムが確立し、複数県で導入される。</p>	<p>・プログラムに参加した子どもの延べ人数</p> <p>・開発されたプログラム数と導入された自治体・団体数</p> <p>・プログラム提供拠点(こども食堂、避難所等)の設置数・運営日数・利用登録者数</p> <p>・プログラムに参加した子ども・保護者のアンケート結果</p> <p>アンケートのほかに、関係者インタビュー、フォーカスグループディスカッション、ケーススタディ、ループリック等により効果測定を行う。</p>	<p>初期値0/こども食堂や避難所等での子ども支援プログラムは存在するが、複数県で共通利用できる標準化されたプログラムは開発されていない状態。</p>	<p>・開発されたプログラムが、隣接する複数県の自治体・団体に活用されている状態。</p> <p>・災害時、どの避難所・居場所においても一定水準の子ども支援が受けられる体制が、広域的に整備されている状態。</p>
<p>(民間の広域連携モデル3)</p> <p>地域の防災・備蓄体制づくり(地域の防災・減災ネットワークの構築、防災物資の備蓄・管理体制の構築、災害時の食料備蓄(フードバンク等)体制の構築、災害時の情報発信体制づくり等)(長野県、山梨県、静岡県等の隣接県対象)</p> <p>・地域住民、行政、民間セクター間の連携が強化され、実効性のある広域防災ネットワークが構築される。</p> <p>・災害時に必要な物資・情報の流れがスムーズになる体制が確立される。</p>	<p>・構築されたネットワークへの参加機関・団体数</p> <p>・ネットワークを活用した合同訓練の実施回数と参加者数</p> <p>・備蓄物資の種類、量、管理体制に関するガイドライン策定数と導入率</p> <p>・災害時の情報発信・共有プラットフォームの構築数と利用率</p> <p>アンケートのほかに、関係者インタビュー、フォーカスグループディスカッション、ケーススタディ、ループリック等により効果測定を行う。</p>	<p>初期値0/地域単位のネットワークは存在するが、県境を越えた広域的なネットワークは構築されていない状態。</p> <p>広域での物資の相互の融通や情報共有の具体的な仕組みは未整備の状態。</p>	<p>・複数の隣接県をまたがる地域防災ネットワークが構築され、年間複数回の合同訓練が実施されている状態。</p> <p>・平時から備蓄物資の相互融通や災害時の情報発信・共有の仕組みが確立しており、物資・情報の空白域や遅延が発生しにくい状態になっている。</p>

<p>(民間の広域連携モデル4)</p> <p>平時からの防災教育の推進(子ども向けの防災教育プログラム、親子で学ぶ防災ワークショップ、学校との連携による地域防災学習等)(長野県、山梨県、静岡県等の隣接県対象)</p> <p>・地域住民、特に子どもや親子が防災意識を向上させ、災害に対する備えや行動を身につける。</p> <p>・学校と地域が連携した継続的な防災学習の仕組みが定着する。</p>		<p>・防災教育プログラム・ワークショップの開催回数と参加者数</p> <p>・参加者を対象とした防災知識・意識の変化に関するアンケート結果</p> <p>・プログラムが学校教育や地域の定例活動に導入された事例数</p> <p>アンケートのほかに、関係者インタビュー、フォーカスグループディスカッション、ケーススタディ、ループリック等により効果測定を行う。</p>	<p>初期値0/各地域・学校で個別に防災教育は行われているが、隣接県と連携した共通のプログラムやワークショップ等は実施されていない状態。</p>		<p>・開発した子ども・親子向けプログラムが、連携する複数県の学校や地域コミュニティで継続的に実施されている状態。</p> <p>・地域住民や子どもたちの防災意識が向上し、アンケート等で具体的な行動変容が確認できる状態。</p>
<p>(民間の広域連携モデル5)</p> <p>災害復興の継続支援(被災地での長期な復興支援、被災者の心身の健康支援、被災地のコミュニティの再構築等)(長野県、山梨県、静岡県等の隣接県対象)</p> <p>・被災地域における長期的なコミュニティの維持・再構築が促進され、住民の心身の健康が維持される。</p> <p>・被災地のニーズに合わせた柔軟かつ息の長い支援モデルが確立される。</p> <p>(民間の広域連携モデル6) その他の広域災害対応 上記の5つの活動の項目を横断的、複合的に組み合わせた活動 (例) 情報、交通、物流、観光等の社会資源・インフラの提供・整備に係る団体 (長野県、山梨県、静岡県等の隣接県対象)</p>		<p>・長期支援が実施された被災地の数と支援期間</p> <p>・コミュニティ活動への参加人数や活動回数</p> <p>・支援対象となる住民への心身の健康状態に関する調査結果</p> <p>・支援活動に従事したボランティア・専門家等の継続率</p> <p>アンケートのほかに、関係者インタビュー、フォーカスグループディスカッション、ケーススタディ、ループリック等により効果測定を行う。</p>	<p>初期値0/長期的な支援ノウハウは存在するが、広域災害発生時に隣接県が一体となって継続支援を行うための役割分担や協定はない状態。</p>		<p>・長期的な復興支援モデルに基づき、過去の被災地や仮想被災地において、コミュニティの再構築の支援が一定期間継続して提供できる体制が構築されている状態。</p> <p>・被災者の心身の支援を行うボランティア・専門家等が、広域連携の枠組み内で組織され、必要に応じて迅速に対応できる状態。</p>

(2)-2 短期アウトカム(非資金的支援) ※資金分配100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
<p>(民間の広域連携モデル1)</p> <p>災害時に必要な人材育成/防災・減災に必要な人材育成(防災リーダー・ボランティア養成、被災者の心のケアを行う人材の育成、医療的ケア児等の支援を行う人材の養成、重機等のオペレーター等の育成等)(長野県、山梨県、静岡県等の隣接県対象)</p> <p>・広域連携の枠組みを活用した隣接県間での相互派遣や合同研修等の企画・調整が行われる。</p> <p>・専門家によるカリキュラム開発の支援やスーパービジョンの提供が行われる。</p> <p>・育成された人材と活動を必要とする被災地や団体とのマッチング支援が行われる。</p>		<p>・育成した防災リーダー・ボランティア、専門人材(心のケア、重機オペレーター等)の総人数</p> <p>・育成した人材のうち、隣接県での訓練や活動に従事した人数の割合</p> <p>・研修・講座参加者のアンケート結果</p> <p>アンケートのほかに、関係者インタビュー、フォーカスグループディスカッション、ケーススタディ、ループリック等により効果測定を行う。</p>	<p>各県・各団体が個別に人材育成を行っているが、隣接県を越えた相互派遣や連携の仕組みがない。育成プログラムも標準化されていない状態。</p> <p>・隣接県間で支援活動が可能な人材の把握数: 0人</p> <p>・広域連携を前提とした合同研修・訓練の実施回数: 年間0回</p> <p>・育成プログラムの標準化・共有状況: 未着手</p>		<p>・隣接県間で共通の育成プログラムが定着し、毎年一定数の修了者が生まれている状態。</p> <p>・育成された人材が相互の地域支援活動に実際に参加し、平時からの顔の見える関係が災害時に機能することを行動訓練や災害で実証できている状態。</p> <p>・育成した人材が行政の災害対策本部や社会福祉協議会等と連携し、支援の空白域を埋める役割を担っている状態。</p>		

<p>(民間の広域連携モデル2)</p> <p>災害時の子ども対応プログラム開発/防災・減災の子ども対応プログラム開発(避難所での子ども支援プログラム、被災後の心のケアプログラム、災害時の居場所(こども食堂)プログラム等)(長野県、山梨県、静岡県等の隣接県対象)</p> <p>・連携する複数団体間でのプログラム開発に関わる知見・ノウハウを共有する機会が設けられる。</p> <p>・開発したプログラムの効果測定手法に関する専門的な助言が提供される。</p> <p>・子ども対応が必要な行政や社会福祉協議会等との連携・調整支援が行われる。</p>	<p>・開発されたプログラムの数</p> <p>・プログラムが隣接県の避難所やこども食堂等で実施された延べ回数・参加人数</p> <p>・プログラム利用団体による効果測定のアナケート結果</p> <p>アンケートのほかに、関係者インタビュー、フォーカスグループディスカッション、ケーススタディ、ループリック等により効果測定を行う。</p>	<p>子ども支援のプログラムは各団体で存在するが、災害時に隣接県で活用される仕組みや、プログラム自体の連携・共有はされていない状態。</p> <p>・隣接県間で共有・活用されている子ども対応プログラム数：0</p> <p>・連携を通じたプログラム開発に関わる団体数：0団体</p>	<p>・開発された子ども対応プログラムやマニュアルが、隣接県の複数の自治体やNPO等で標準的に採用・実施されている状態。</p> <p>・広域災害時にも連携ネットワークを通じて迅速かつ切れ目のない子ども支援(居場所づくりや心理的ケア等)が提供できる体制が構築されている状態。</p> <p>実際の災害時や広域訓練時に、育成された人材が連携ルールに基づき円滑に活動し、支援の空白域が解消された実績がある状態。</p>
<p>(民間の広域連携モデル3)</p> <p>地域の防災・備蓄体制づくり(地域の防災・減災ネットワークの構築、防災物資の備蓄・管理体制の構築、災害時の食料備蓄(フードバンク等)体制の構築、災害時の情報発信体制づくり等)(長野県、山梨県、静岡県等の隣接県対象)</p> <p>・複数県にまたがる防災ネットワーク構築に向けたコーディネート機能が提供される。</p> <p>・共同の備蓄・管理に関する協定の締結に向けた法的・実務的な側面の助言や調整が行われる。</p> <p>・災害時の情報共有プラットフォームの構築・運用に関する技術的な支援や専門家の紹介が行われる。</p>	<p>・広域連携に基づく防災物資の相互融通や共同備蓄に関する協定の締結数</p> <p>・構築された情報発信体制(プラットフォーム等)への登録団体数・利用者数</p> <p>・構築したネットワークへの参加団体数</p> <p>アンケートのほかに、関係者インタビュー、フォーカスグループディスカッション、ケーススタディ、ループリック等により効果測定を行う。</p>	<p>地域ごとの防災ネットワークは限定的で、隣接県間の連携はほぼない状態。物資備蓄や情報発信も単一県・単一組織内に留まっている状態。</p> <p>・隣接県間で締結されている物資の相互融通・共同備蓄の協定数：0件</p> <p>・広域連携可能な情報発信プラットフォームの構築状況：未構築</p>	<p>・隣接県間で資源情報を共有・更新するシステムが稼働しており、災害時に即座に活用できる状態。</p> <p>・行政や民間企業を含む具体的な物資融通に関する連携協定が締結され、訓練又は実際の災害時に物流の遅延・重複が大幅に削減された実績がある状態。</p> <p>・住民や企業の備蓄意識・行動が向上し、地域全体の備蓄率が向上している状態。</p>
<p>(民間の広域連携モデル4)</p> <p>平時からの防災教育の推進(子ども向けの防災教育プログラム、親子で学ぶ防災ワークショップ、学校との連携による防災学習等)(長野県、山梨県、静岡県等の隣接県対象)</p> <p>・異なる県・地域の特性に応じた教育プログラムへの調整等に関する支援が行われる。</p> <p>・学校や行政へのプログラム導入に向けた連携・調整の支援が行われている。</p> <p>・先進事例を持つ団体とのマッチングや合同イベントの企画支援が行われる。</p>	<p>・開発された教育プログラムの数</p> <p>・プログラムが学校や地域団体で実施された延べ回数・参加人数</p> <p>・参加者(子ども・保護者等)の防災意識向上に関するアンケート結果</p> <p>アンケートのほかに、関係者インタビュー、フォーカスグループディスカッション、ケーススタディ、ループリック等により効果測定を行う。</p>	<p>防災教育は各学校や地域で散発的に実施されているが、隣接県間で連携したカリキュラムや指導者の相互派遣体制はない状態。</p> <p>・隣接県間で共通利用されている防災教育プログラム数：0</p> <p>・隣接県間で学校や地域と連携した合同防災学習の実施回数：年間0回</p>	<p>・開発された防災教育プログラムが地域の学校やコミュニティで継続的に実施され、参加者の防災行動(避難経路確認、家庭内備蓄等)に明確な変化が見られている状態。</p> <p>・育成された防災リーダーが主体となり、自律的に地域での防災活動を推進している状態。</p>

<p>(民間の広域連携モデル5) 災害復興の継続支援（被災地での長期的復興支援、被災者の心身の健康支援、被災地のコミュニティの再構築等）（長野県、山梨県、静岡県等の隣接県対象）</p> <p>・長期的復興支援における資金調達の手法に関する支援が行われる。 ・被災地のコミュニティ再構築に向けた専門家（社会福祉士等）の紹介・派遣調整が行われる。 ・支援活動の成果発信や行政への政策提言に向けた資料作成の支援や機会の設定等が行われる。</p> <p>(民間の広域連携モデル6) その他の広域災害対応 上記の5つの活動の項目を横断的、複合的に組み合わせた活動 (例) 情報、交通、物流、観光等の社会資源・インフラの提供・整備に係る団体 (長野県、山梨県、静岡県等の隣接県対象)</p>	<p>・広域連携により長期にわたり支援が継続された被災地の数 ・支援を通じて再構築されたコミュニティ活動の具体的な事例数・内容 ・被災者・支援者双方によるアンケート結果</p> <p>アンケートのほかに、関係者インタビュー、フォーカスグループディスカッション、ケーススタディ、ループリック等により効果測定を行う。</p>	<p>災害復興支援は主に被災県内のリソースで賄われており、長期的な支援における隣接県からの継続的・計画的な協力体制はない状態。 ・広域連携により半年以上にわたり民間の支援が継続された事例数：0件 ・被災地ニーズと広域リソースのマッチングシステムの構築状況：未構築</p>	<p>・広域連携の仕組みにより、災害直後から中長期的な復興・生活支援まで、支援が途切れることなく継続的に提供されている状態。 ・復興支援のプロセスで得られた教訓やノウハウが体系的にまとめられ、次の災害に備えて継承されている状態。</p>
<p>(事業全体) ○連携・協働の促進のための支援 ・隣接県間の多様な主体（NPO、企業、行政、社会福祉協議会等）が、大規模災害時に迅速かつ効果的な支援を行うためのネットワークづくりを支援する。 ・支援の空白域、遅延といった課題を解決するための役割分担や情報共有の仕組みづくりを支援する。 ・県内外の先行する地域や団体、外部の専門家のほか、休眠預金事業2022年度通常枠の実行団体等の協力を得ながら、伴走支援を行う。 ○組織能力の向上と人材育成の支援 ・広域災害に対応できる専門性を持った人材を育成するための研修や、その人材をネットワーク内で共有できる仕組みを提供する。 ・資金分配団体が実行団体に対して行う、事業の実施、管理、評価等に関する伴走支援を行う。 ○ノウハウ・成果の共有と発信 ・事業を通じて得られた広域連携モデルやノウハウを整理し、他の地域で活用できるように発信する。 ・休眠預金事業災害分野で蓄積されたノウハウや成果を活用し、広域災害対応に係る知見を共有する。 ○政策提言や出口戦略の支援 ・民間セクターからの提言を行政の政策形成に反映させることで、災害対策の改善につなげる。 ・事業の効果測定を行い、活動団体の支援プロセスや連携体制の改善点を特定し、持続可能な広域連携モデルの確立を目指す。</p>	<p>○連携・協働の促進のための支援 隣接県間の連携・協働に参画したNPO、企業、行政、社会福祉協議会（社協）等の団体数／広域災害対応に関する連携・協定を締結した団体間の件数／広域災害を想定した合同訓練の実施回数及び参加人数／支援の空白域・遅延・重複といった課題に対する連携スキームの構築実績／災害時の情報共有のためのシステムの構築数と活用実績 ○組織能力の向上と人材育成の支援 広域災害対応に関する研修等の実施回数と参加者数／研修を通じて専門的な知識・技術を習得したと認められる人材の数／実行団体に対する伴走支援の実施回数／伴走支援を受けた実行団体からの調査結果 ○ノウハウ・成果の共有と発信 広域連携モデルやノウハウをまとめた報告書、ウェブサイト、SNS等の媒体数／成果報告会やシンポジウム等の開催回数と参加人数／発信した資料やウェブサイトのダウンロード数やアクセス数／他の地域からのモデルに関する問い合わせや相談の件数 ○政策提言や出口戦略の支援 行政に対して行った政策提言の件数／提言内容が行政の政策に反映された実績／事業の効果測定を実施した回数と結果／事業終了後の広域連携モデルの継続性や自立性を評価するための指標</p>	<p>○連携・協働の促進のための支援 隣接県間の広域災害対応の連携は限定的又は存在しない状態／主に県内ネットワーク内の情報共有の体制づくりは行われているが、隣接県との連携や大規模災害を想定した仕組みは未整備の状態。 ○組織能力の向上と人材育成の支援 隣接県との連携や大規模災害に対応できる専門人材は不足している状態。 ○ノウハウ・成果の共有と発信 ノウハウ・成果の全国発信は本格的には取り組まれていない状態。 ○政策提言や出口戦略の支援 ：県域を越えた連携・協働の枠組みや持続可能な広域連携モデルは未確立の状態。</p>	<p>○連携・協働の促進のための支援 ：目標として設定された隣接県間のNPO、企業、行政、社協等の団体数を達成又は超過している状態／広域災害対応に関する連携・協定が、隣接県の主要な関係団体間で多数締結されている状態等 ○組織能力の向上と人材育成の支援 ：広域災害対応に関する研修等が複数回実施され、多くの参加者が広域連携の重要性やノウハウを習得している状態／伴走支援を受けた実行団体の満足度が高く、事業運営の改善につながったとの評価が得られている状態等 ○ノウハウ・成果の共有と発信 ：休眠預金事業で蓄積された災害分野のノウハウや成果が、広域災害対応に関する知見として全国に共有されている状態等 ○政策提言や出口戦略の支援 ：民間セクターからの提言が行われ、隣接県間の広域災害対策に関する行政の政策に反映されている状態等</p>

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
<p>(事業全体)</p> <p>資金分配団体として、3年間、実行団体に対して資金支援を行う。</p> <p>0年目：行政機関や関係団体との連携を図り、実行団体候補への情報の周知を行い、事業活動の実施に向けた環境を整備する。県外の先行事例の情報収集・整理、現地視察（休眠預金災害分野等の事例や全国の災害時の事例の研究）等の準備を行う。災害分野に限らず、幅広い分野・セクターに周知するため、オンラインで公募説明を行う。</p> <p>1年目：事業計画及び資金計画の精緻化と事前評価を実施し、必要な資金支援を行う。先行事例からの学びを必須とし、現地研修などを通じて実践的な知見を深める。多様なステークホルダーとの関係構築を進め、連携・協働の基盤を整備する。年度末には活動の振り返りと評価を行い、次年度への改善点を明確にする。</p> <p>2年目：1年目の事業活動を評価・検証し、成果と課題を踏まえて事業の質を向上させながら、引き続き資金支援を行う。得られた知見をもとに事業のモデル化を進め、連携・協働による広域展開を図る。プロセスは広く公開し、受益者・関係者・地域住民の積極的な参加を促す。併せて出口戦略として、モデル構築後の資金確保に向けた検討を開始する。</p> <p>3年目：2年目の事業活動を評価・検証し、モデル構築の最終年度として、事業の集大成を図りながら資金支援を継続する。成果を体系的にまとめ、社会への周知を行う。出口戦略として、隣接県との連携・協働を強化し、広域災害への対応力を飛躍的に高めるとともに、地域レジリエンスの向上モデルを全国へ波及させることを目指す。そのために、基金やクラウドファンディングを含むファンドレイジング活動を展開する。</p>	2026年4月～2029年3月	690/200字
<p>(民間の広域連携モデル1) 災害時に必要な人材育成／防災・減災に必要な人材育成</p> <p>・防災リーダー・ボランティア養成 ・被災者の心のケアを行う人材の育成 ・医療的ケア児等の支援を行う人材の養成 ・重機等のオペレーターの育成 など</p> <p>(長野県、山梨県、静岡県等の隣接県対象)</p> <p>資金分配団体として、資金提供契約締結から事業終了までの期間、実行団体の事業に応じた資金的支援を行う。</p> <p>1年目：事業計画及び資金計画の精緻化と事前評価を実施し、必要な資金支援を行う。先行事例からの学びを必須とし、現地研修などを通じて実践的な知見を深める。多様なステークホルダーとの関係構築を進め、連携・協働の基盤を整備する。年度末には活動の振り返りと評価を行い、次年度への改善点を明確にする。</p> <p>2年目：1年目の事業活動を評価・検証し、成果と課題を踏まえて事業の質を向上させながら、引き続き資金支援を行う。得られた知見をもとに事業のモデル化を進め、連携・協働による広域展開を図る。プロセスは広く公開し、受益者・関係者・地域住民の積極的な参加を促す。併せて出口戦略として、モデル構築後の資金確保に向けた検討を開始する。</p> <p>3年目：2年目の事業活動を評価・検証し、モデル構築の最終年度として、事業の集大成を図りながら資金支援を継続する。成果を体系的にまとめ、社会への周知を行う。出口戦略として、隣接県との連携・協働を強化し、広域災害への対応力を飛躍的に高めるとともに、地域レジリエンスの向上モデルを全国へ波及させることを目指す。そのために、基金やクラウドファンディングを含むファンドレイジング活動を展開する。</p>	2026年5月～2029年2月	683/200字
<p>(民間の広域連携モデル2) 災害時の子ども対応プログラム開発／防災・減災の子ども対応プログラム開発</p> <p>・避難所での子ども支援プログラム ・被災後の心のケアプログラム ・災害時の居場所（子ども食堂等）プログラム など</p> <p>(長野県、山梨県、静岡県等の隣接県対象)</p> <p>資金分配団体として、資金提供契約締結から事業終了までの期間、実行団体の事業に応じた資金的支援を行う。</p> <p>1年目：事業計画及び資金計画の精緻化と事前評価を実施し、必要な資金支援を行う。先行事例からの学びを必須とし、現地研修などを通じて実践的な知見を深める。多様なステークホルダーとの関係構築を進め、連携・協働の基盤を整備する。年度末には活動の振り返りと評価を行い、次年度への改善点を明確にする。</p> <p>2年目：1年目の事業活動を評価・検証し、成果と課題を踏まえて事業の質を向上させながら、引き続き資金支援を行う。得られた知見をもとに事業のモデル化を進め、連携・協働による広域展開を図る。プロセスは広く公開し、受益者・関係者・地域住民の積極的な参加を促す。併せて出口戦略として、モデル構築後の資金確保に向けた検討を開始する。</p> <p>3年目：2年目の事業活動を評価・検証し、モデル構築の最終年度として、事業の集大成を図りながら資金支援を継続する。成果を体系的にまとめ、社会への周知を行う。出口戦略として、隣接県との連携・協働を強化し、広域災害への対応力を飛躍的に高めるとともに、地域レジリエンスの向上モデルを全国へ波及させることを目指す。そのために、基金やクラウドファンディングを含むファンドレイジング活動を展開する。</p>	2026年5月～2029年2月	677/200字

<p>(民間の広域連携モデル3) 地域の防災・備蓄体制づくり ・地域の防災・減災ネットワークの構築 ・防災物資の備蓄・管理体制の構築 ・災害時の食料備蓄(フードバンク等)体制の構築 ・災害時の情報発信体制づくり など (長野県、山梨県、静岡県等の隣接県対象)</p> <p>資金分配団体として、資金提供契約締結から事業終了までの期間、実行団体の事業に応じた資金的支援を行う。</p> <p>1年目:事業計画及び資金計画の精緻化と事前評価を実施し、必要な資金支援を行う。先行事例からの学びを必須とし、現地研修などを通じて実践的な知見を深める。多様なステークホルダーとの関係構築を進め、連携・協働の基盤を整備する。年度末には活動の振り返りと評価を行い、次年度への改善点を明確にする。</p> <p>2年目:1年目の事業活動を評価・検証し、成果と課題を踏まえて事業の質を向上させながら、引き続き資金支援を行う。得られた知見をもとに事業のモデル化を進め、連携・協働による広域展開を図る。プロセスは広く公開し、受益者・関係者・地域住民の積極的な参加を促す。併せて出口戦略として、モデル構築後の資金確保に向けた検討を開始する。</p> <p>3年目:2年目の事業活動を評価・検証し、モデル構築の最終年度として、事業の集大成を図りながら資金支援を継続する。成果を体系的にまとめ、社会への周知を行う。出口戦略として、隣接県との連携・協働を強化し、広域災害への対応力を飛躍的に高めるとともに、地域レジリエンスの向上モデルを全国へ波及させることを目指す。そのために、基金やクラウドファンディングを含むファンドレイジング活動を展開する。</p>	2026年5月～2029年2月	676/200字
<p>(民間の広域連携モデル4) 平時からの防災教育の推進 ・子ども向けの防災教育プログラム ・親子で学ぶ防災ワークショップ ・学校との連携による防災学習 など (長野県、山梨県、静岡県等の隣接県対象)</p> <p>資金分配団体として、資金提供契約締結から事業終了までの期間、実行団体の事業に応じた資金的支援を行う。</p> <p>1年目:事業計画及び資金計画の精緻化と事前評価を実施し、必要な資金支援を行う。先行事例からの学びを必須とし、現地研修などを通じて実践的な知見を深める。多様なステークホルダーとの関係構築を進め、連携・協働の基盤を整備する。年度末には活動の振り返りと評価を行い、次年度への改善点を明確にする。</p> <p>2年目:1年目の事業活動を評価・検証し、成果と課題を踏まえて事業の質を向上させながら、引き続き資金支援を行う。得られた知見をもとに事業のモデル化を進め、連携・協働による広域展開を図る。プロセスは広く公開し、受益者・関係者・地域住民の積極的な参加を促す。併せて出口戦略として、モデル構築後の資金確保に向けた検討を開始する。</p> <p>3年目:2年目の事業活動を評価・検証し、モデル構築の最終年度として、事業の集大成を図りながら資金支援を継続する。成果を体系的にまとめ、社会への周知を行う。出口戦略として、隣接県との連携・協働を強化し、広域災害への対応力を飛躍的に高めるとともに、地域レジリエンスの向上モデルを全国へ波及させることを目指す。そのために、基金やクラウドファンディングを含むファンドレイジング活動を展開する。</p>	2026年5月～2029年2月	648/200字
<p>(民間の広域連携モデル5) 災害復興の継続支援 ・被災地での長期の復興支援 ・被災者の心身の健康支援 ・被災地のコミュニティの再構築 など (長野県、山梨県、静岡県等の隣接県対象)</p> <p>資金分配団体として、資金提供契約締結から事業終了までの期間、実行団体の事業に応じた資金的支援を行う。</p> <p>1年目:事業計画及び資金計画の精緻化と事前評価を実施し、必要な資金支援を行う。先行事例からの学びを必須とし、現地研修などを通じて実践的な知見を深める。多様なステークホルダーとの関係構築を進め、連携・協働の基盤を整備する。年度末には活動の振り返りと評価を行い、次年度への改善点を明確にする。</p> <p>2年目:1年目の事業活動を評価・検証し、成果と課題を踏まえて事業の質を向上させながら、引き続き資金支援を行う。得られた知見をもとに事業のモデル化を進め、連携・協働による広域展開を図る。プロセスは広く公開し、受益者・関係者・地域住民の積極的な参加を促す。併せて出口戦略として、モデル構築後の資金確保に向けた検討を開始する。</p> <p>3年目:2年目の事業活動を評価・検証し、モデル構築の最終年度として、事業の集大成を図りながら資金支援を継続する。成果を体系的にまとめ、社会への周知を行う。出口戦略として、隣接県との連携・協働を強化し、広域災害への対応力を飛躍的に高めるとともに、地域レジリエンスの向上モデルを全国へ波及させることを目指す。そのために、基金やクラウドファンディングを含むファンドレイジング活動を展開する。</p>	2026年5月～2029年2月	640/200字

<p>(民間の広域連携モデル6) その他の広域災害対応</p> <p>上記の5つの活動の項目を横断的、複合的に組み合わせた活動 (例) 情報、交通、物流、観光等の社会資源・インフラの提供・整備に係る団体 (長野県、山梨県、静岡県等の隣接県対象)</p> <p>資金分配団体として、資金提供契約締結から事業終了までの期間、実行団体の事業に応じた資金的支援を行う。</p> <p>1年目: 事業計画及び資金計画の精緻化と事前評価を実施し、必要な資金支援を行う。先行事例からの学びを必須とし、現地研修などを通じて実践的な知見を深める。多様なステークホルダーとの関係構築を進め、連携・協働の基盤を整備する。年度末には活動の振り返りと評価を行い、次年度への改善点を明確にする。</p> <p>2年目: 1年目の事業活動を評価・検証し、成果と課題を踏まえて事業の質を向上させながら、引き続き資金支援を行う。得られた知見をもとに事業のモデル化を進め、連携・協働による広域展開を図る。プロセスは広く公開し、受益者・関係者・地域住民の積極的な参加を促す。併せて出口戦略として、モデル構築後の資金確保に向けた検討を開始する。</p> <p>3年目: 2年目の事業活動を評価・検証し、モデル構築の最終年度として、事業の集大成を図りながら資金支援を継続する。成果を体系的にまとめ、社会への周知を行う。出口戦略として、隣接県との連携・協働を強化し、広域災害への対応力を飛躍的に高めるとともに、地域レジリエンスの向上モデルを全国へ波及させることを目指す。そのために、基金やクラウドファンディングを含むファンドレイジング活動を展開する。</p>	<p>2026年5月～2029年2月</p>	<p>661/200字</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------	-----------------

<p>(3)-2 活動: 組織基盤強化・環境整備: 非資金的支援</p>		<p>時期</p>	
<p>(事業全体)</p> <p>資金分配団体として、3年間、実行団体に対して非資金的支援を行う。</p> <p>○伴走支援と専門家派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資金分配団体のPO等が、実行団体の事業の進捗管理、課題解決、目標設定等の伴走支援を行う。 ・ 防災・減災、災害心理ケア、コミュニティ再生、広域連携支援等の分野別専門家を派遣し、活動団体の専門性を補強する。 ・ 過去の休眠預金事業で得られた成果や教訓を共有し、研修等を通じて実践的な知見を深める機会を提供する。 ・ 2022年度休眠預金事業の活動団体や隣接県の中間支援組織 (社会福祉協議会、コミュニティ財団、共同募金会等) の協力を得ながら取り組む。 	<p>2026年4月～2029年3月</p>	<p>274/200字</p>	

<p>(事業全体)</p> <p>資金分配団体として、3年間、実行団体に対して非資金的支援を行う。</p> <p>○ネットワーク構築と連携・協働支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 隣接県や民間、行政、企業等の異なるセクターの多様なステークホルダー間の連携・協働を円滑に進めるための調整役を担う。 ・ 広域災害対応に有効な社会資源やインフラを持つ企業や団体との連携を促進するための交流会やセミナーを開催する。 ・ 災害発生時に隣接県間で迅速な情報共有を行うための仕組みづくりを行う。 ・ 2022年度休眠預金事業の活動団体や隣接県の中間支援組織 (社会福祉協議会、コミュニティ財団、共同募金会等) の協力を得ながら取り組む。 	<p>2026年4月～2029年3月</p>	<p>275/200字</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------	-----------------

<p>(事業全体)</p> <p>資金分配団体として、3年間、実行団体に対して非資金的支援を行う。</p> <p>○広報・情報発信と普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ モデル事例や成果をウェブサイト、報告書、メディア等を通じて広く発信し、他の地域への波及効果を図る。 ・ 3年間の事業で得られたノウハウや成果を体系的に整理し、全国の災害分野の活動団体が活用できる形で公開する。 ・ 連携・協働の枠組みづくりや広域災害対応に関する政策提言を、行政に対して効果的に行えるよう支援する。 ・ 2022年度休眠預金事業の活動団体や隣接県の中間支援組織 (社会福祉協議会、コミュニティ財団、共同募金会等) の協力を得ながら取り組む。 	<p>2026年4月～2029年3月</p>	<p>275/200字</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------	-----------------

<p>(事業全体)</p> <p>資金分配団体として、3年間の実行団体に対して非資金的支援の活動を行う。</p> <p>○組織基盤強化と人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動団体の組織運営や法令遵守体制の強化を支援する。(ガバナンス・コンプライアンス体制の基盤整備・強化) ・事業終了後の自律的な活動継続に向けて、基金やクラウドファンディング等の資金調達手法に関するノウハウを提供し、ファンドレイジング活動を支援する。 ・事業管理、成果評価、広報・情報発信といった組織運営に必要な能力の向上を図るための研修プログラム等の提案・提供を行う。 ・2022年度休眠預金事業の活動団体や隣接県の中間支援組織(社会福祉協議会、コミュニティ財団、共同募金会等)の協力を得ながら取り組む。 	2026年4月～2029年3月	310/200字
<p>(事業全体)</p> <p>資金分配団体として、3年間、実行団体に対して非資金的支援を行う。</p> <p>○実行団体間の連携と関係団体や企業等とのマッチング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動報告会や研修等を通じて、資金分配団体・実行団体間、実行団体間の密な連携を図るための支援を行う。 ・実行団体と関係団体や企業等とのマッチングの機会を設け、事業の相乗効果の創出を支援する。 ・実行団体と行政機関との連携の機会を設け、政策提言等を行うとともに、事業に反映させる。 ・2022年度休眠預金事業の活動団体や隣接県の中間支援組織(社会福祉協議会、コミュニティ財団、共同募金会等)の協力を得ながら取り組む。 	2026年4月～2029年3月	273/200字
<p>(民間の広域連携モデル1) 災害時に必要な人材育成/防災・減災で必要な人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災リーダー・ボランティア養成 ・被災者の心のケアを行う人材の育成 ・医療的ケア児等の支援を行う人材の養成 ・重機等のオペレーターの育成 など <p>(長野県、山梨県、静岡県等の隣接県対象)</p> <p>資金分配団体として、資金提供契約締結から事業終了までの期間、実行団体の事業に応じた非資金的支援を行う。</p> <p>○伴走支援と専門家派遣</p> <p>○ネットワーク構築と連携・協働支援</p> <p>○広報・情報発信と普及</p> <p>○組織基盤強化と人材育成</p> <p>○実行団体間の連携と関係団体や企業等とのマッチング</p>	2026年5月～2029年2月	266/200字
<p>(民間の広域連携モデル2) 災害時の子ども対応プログラム開発/防災・減災の子ども対応プログラム開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所での子ども支援プログラム ・被災後の心のケアプログラム ・災害時の居場所(こども食堂等)プログラム など <p>(長野県、山梨県、静岡県等の隣接県対象)</p> <p>資金分配団体として、資金提供契約締結から事業終了までの期間、実行団体の事業に応じた非資金的支援を行う。</p> <p>○伴走支援と専門家派遣</p> <p>○ネットワーク構築と連携・協働支援</p> <p>○広報・情報発信と普及</p> <p>○組織基盤強化と人材育成</p> <p>○実行団体間の連携と関係団体や企業等とのマッチング</p>	2026年5月～2029年2月	260/200字

<p>(民間の広域連携モデル3) 地域の防災・備蓄体制づくり</p> <p>・地域の防災・減災ネットワークの構築 ・防災物資の備蓄・管理体制の構築 ・災害時の食料備蓄(フードバンク等)体制の構築 ・災害時の情報発信体制づくり など (長野県、山梨県、静岡県等の隣接県対象)</p> <p>資金分配団体として、資金提供契約締結から事業終了までの期間、実行団体の事業に応じた非資金的支援を行う。</p> <p><input type="checkbox"/> 伴走支援と専門家派遣</p> <p><input type="checkbox"/> ネットワーク構築と連携・協働支援</p> <p><input type="checkbox"/> 広報・情報発信と普及</p> <p><input type="checkbox"/> 組織基盤強化と人材育成</p> <p><input type="checkbox"/> 実行団体間の連携と関係団体や企業等とのマッチング</p>	<p>2026年5月～2029年2月</p>	<p>259/200字</p>
<p>(民間の広域連携モデル4) 平時からの防災教育の推進</p> <p>・子ども向けの防災教育プログラム ・親子で学ぶ防災ワークショップ ・学校との連携による防災学習 など (長野県、山梨県、静岡県等の隣接県対象)</p> <p>資金分配団体として、資金提供契約締結から事業終了までの期間、実行団体の事業に応じた非資金的支援を行う。</p> <p><input type="checkbox"/> 伴走支援と専門家派遣</p> <p><input type="checkbox"/> ネットワーク構築と連携・協働支援</p> <p><input type="checkbox"/> 広報・情報発信と普及</p> <p><input type="checkbox"/> 組織基盤強化と人材育成</p> <p><input type="checkbox"/> 実行団体間の連携と関係団体や企業等とのマッチング</p>	<p>2026年5月～2029年2月</p>	<p>231/200字</p>
<p>(民間の広域連携モデル5) 災害復興の継続支援</p> <p>・被災地での長期の復興支援 ・被災者の心身の健康支援 ・被災地のコミュニティの再構築 など (長野県、山梨県、静岡県等の隣接県対象)</p> <p>資金分配団体として、資金提供契約締結から事業終了までの期間、実行団体の事業に応じた非資金的支援を行う。</p> <p><input type="checkbox"/> 伴走支援と専門家派遣</p> <p><input type="checkbox"/> ネットワーク構築と連携・協働支援</p> <p><input type="checkbox"/> 広報・情報発信と普及</p> <p><input type="checkbox"/> 組織基盤強化と人材育成</p> <p><input type="checkbox"/> 実行団体間の連携と関係団体や企業等とのマッチング</p>	<p>2026年5月～2029年2月</p>	<p>223/200字</p>
<p>(民間の広域連携モデル6) その他の広域災害対応</p> <p>上記の5つの活動の項目を横断的、複合的に組み合わせた活動</p> <p>(例) 情報、交通、物流、観光等の社会資源・インフラの提供・整備に係る団体 (長野県、山梨県、静岡県等の隣接県対象)</p> <p>資金分配団体として、資金提供契約締結から事業終了までの期間、実行団体の事業に応じた非資金的支援を行う。</p> <p><input type="checkbox"/> 伴走支援と専門家派遣</p> <p><input type="checkbox"/> ネットワーク構築と連携・協働支援</p> <p><input type="checkbox"/> 広報・情報発信と普及</p> <p><input type="checkbox"/> 組織基盤強化と人材育成</p> <p><input type="checkbox"/> 実行団体間の連携と関係団体や企業等とのマッチング</p>	<p>2026年5月～2029年2月</p>	<p>244/200字</p>

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	資金分配団体及び実行団体のウェブサイトやSNSを活用した情報発信に加え、新聞、テレビ、CATV、広報紙等の多様なメディアを通じて、年齢層や地域、関心分野に応じた効果的な広報戦略を展開する。事業の開始から終了までのプロセスを可視化し、成果や課題を分かりやすく伝える工夫を行うことにより、事業の透明性と信頼性を高める。また、災害時には、即時性の高いSNSを積極的に活用し、迅速かつ確かな情報提供を図る。	199/200字
連携・対話戦略	全国及び隣接県の災害中間支援組織や関係団体と連携し、災害時の伴走支援体制を強化する。防災・減災や災害時支援に関わる多様な分野の関係者、行政・NPO・企業等の多様なセクターとの情報共有や連携を促進し、平時からの信頼関係を構築する。対面やオンラインでの交流を通じて相互のつながりを深めることで、本事業の相乗効果を高めるとともに、JANPIAの広報協力も得ながら、事業や伴走支援の取り組みを広く発信する。	199/200字

VI.出口戦略・持続可能性について **助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。**

資金分配団体	本事業の取り組みの成果を生かして、中間支援組織や企業・法人などが連携して災害時に備え、平時には地域の防災・減災を強化するための基金の造成や寄付の募集を行い、県内外の活動団体を継続的に支援する。特に防災・減災や災害支援のほか、社会貢献活動やSDGsの推進に取り組む企業・法人との連携は重要なポイントとなる。隣接県における連携・協働では、行政との連携促進（官民連携）、民間団体の基盤強化が、助成期間終了後も課題の解決に向けた活動を継続させるために必要となる。本事業の取り組みの成果を踏まえて、多分野・多セクターの様々なステークホルダーのハブ機能として支援できるよう継続的に取り組む。本事業の知見や成果を蓄積し、全国に向けて発信し、共有するとともに、全国の伴走支援を行う団体や専門的な知見のある団体等と継続的な支援体制を構築し、実行団体や活動団体が事業・組織・財源の自走化ができるよう継続的に支援を行う。	399/400字
実行団体	本事業の取り組みの成果を生かして、実行団体が隣接県における多様な分野・セクターの連携・協働を促進することにより、持続可能な組織づくりと自立した担い手の育成を図るとともに、事業の収益化や資金調達のノウハウ蓄積に努める。大規模災害時には、一県の資源だけでは限界があり、支援の空白域や遅延・重複が生まれる可能性が高いため、真に支援を必要とする人や地域が取り残され、長期間にわたり深刻な社会課題・生活課題に直面する恐れがある。助成期間終了後も課題の解決に向けた活動を継続させるため、隣接県との連携・協働を継続する仕組みづくりに努め、広域災害への対応力の強化と、それに伴う地域レジリエンスの向上に努める。全国の伴走支援を行う団体や専門的な知見のある団体等の継続的な支援体制を資金分配団体とともに構築し、事業・組織・財源の自走化を図る。公的施策とも連携し、災害に関する諸課題を持続的に解決できる体制を構築する。	399/400字

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	792/800字
<p>長野県共同募金会（災害関連）</p> <p>大規模災害時には、県や日本赤十字社などと連携した「災害義援金」の募集及び配分、法制度に基づく「災害等準備金」による災害ボランティアセンターの運営や災害ボランティア活動等に対する助成、中央共同募金会が行う被災地で支援活動に取り組むNPO・ボランティア団体に助成する「災害支援金（ボラサポ）」への協力、被災世帯に対する独自の見舞金（災害援護金）の支給など、災害時の支援活動に取り組んでいる。平時には、2006年度以降、地域の防災・減災を推進するため、自治会・町内会・自主防災組織等が行う防災備品の整備や防災訓練の実施等の事業に助成（安心・安全なまちづくり配分）を行い、2024年度までに2,247件・4億1,127万8,000円の助成を行う。令和元年台風19号（東日本台風）災害時には、災害義援金1億9,855万0,858円、災害等準備金13団体・9,266万1,280円、災害支援金26件・3,897万円、災害援護金（見舞金）5,901件・2,950万円の支援を行った。官民協働の被災地・被災者支援を目的とする「長野県災害時支援ネットワーク（N-NET）」、福祉専門職等による被災者支援を目的とする「長野県災害福祉広域支援ネットワーク（災福ネット）」と連携を図り、災害支援活動を行った。現在、令和6年能登半島地震・豪雨災害等の県外の被災地・被災者に対しても、災害等準備金拠出や災害義援金募集等の支援を継続している。</p> <p>長野県みらい基金</p> <p>寄付募集サイト「長野県みらいベース」による助成事業 7年間552件・総額4.38億円</p> <p>災害時：緊急寄付募集、2019年台風19号千曲川氾濫災害基金、2024年能登半島地震支援基金、コロナに負けない信州応援基金を行う。</p> <p>熊本地震等各地の災害支援は該当地域のコミュニティ財団と連携</p> <p>休眠預金活用事業 2019年～2025年実施</p>	

長野県共同募金会

- ・官民協働の被災地・被災者支援を目的とする「長野県災害時支援ネットワーク」との連携
- ・官民協働の福祉専門職等による被災者支援を目的とする「長野県災害福祉広域支援ネットワーク」との連携
- ・2019年度 2019年東日本台風災害における中央共同募金会「災害ボランティア・NPOサポート募金（災害ボラサポ・台風19号）」との連携・マッチング・伴走支援
- ・2020年度「新型コロナウイルスと被災状況に応じた災害ボランティアセンター設置の考え方」（長野県社会福祉協議会 災害ボランティアに関する新型コロナウイルス対策検討会）

長野県みらい基金

- ・「子ども若者支援に関する実態調査」
- ・「子育て家族実態調査」読み解き会（コレクティブインパクト）県内5地域
- ・県内佐久、諏訪、松本、北アルプス、木曾、上伊那、南信州7地域での「子ども支援の官民協働の地域プラットフォーム」構築
- ・プロボノマッチングシステム構築
- ・環境教育プログラムづくりにおける多様なステークホルダーとのマッチング
- ・子ども第3の居場所のコミュニティモデルへの伴走支援
- ・2019年～2025年休眠預金事業における全県的な活動団体とのネットワーク構築
- ・2024年能登半島地震における県能登半島地震復興支援県民本部会議構成団体

VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	5～6団体	
(2)実行団体のイメージ	南海トラフ地震、中央構造線地震、富士山噴火等の自然災害に備え、民間の多分野・多セクターの多様なステークホルダーが平時に越境して連携・協働することを目的とした災害時に必要な人材育成、災害時の子ども対応プログラム開発、平時からの防災教育、地域の防災・備蓄体制づくり、災害復興の継続支援等に取り組む実行団体をイメージしている。多様なテーマに対して、複数団体のコンソーシアムや連携組織での申請を求めている。	199/200字
(3)1実行団体当り助成金額	助成総額 12,600万円 採択予定実行団体数 5～6団体（長野県、山梨県、静岡県等の隣接県対象） 1実行団体当たり700～840万円/年×3年＝2,100万円/計	82/200字
(4)案件発掘の工夫	これまでの休眠預金事業の実行団体とその関係団体のほかに、様々な広報媒体により積極的に公募を行うとともに、過去の災害において被災地の支援活動の実績がある活動団体や中間支援組織等を通じて、長野県とその隣接県における実行団体候補の発掘に積極的に取り組む。また、過去の実績はないものの実行団体候補となり得る団体や、災害支援分野が活動領域ではないが資源を持っている団体の候補に対しても積極的にアプローチする。	199/200字

IX.事業実施体制

(1)事業実施体制（人数、マネジメント体制、経理体制、PO体制）、メンバー構成および各メンバーの役割・スキル等	<ul style="list-style-type: none"> ・実施体制・・・内部4名、構成団体3名（人材育成のため複数配置） ・マネジメント体制・・・内部 会長、常務理事・事務局長（日本ファンドレイジング協会認定ファンドレイザー・社会福祉士） 構成団体 理事長（日本評価学会認定評価士）、事務局長 ・経理体制・・・経理主担2名・副担2名（内部2名・構成団体2名）（団体経理3年以上の経験者、簿記検定合格者、税理士試験科目合格者） ・PO体制・・・PO主担（公募、実行団体の伴走支援、評価、精算等）3名（内部2名・構成団体1名）（准認定ファンドレイザー取得予定） ・評価体制・・・XXXXXXXXXX氏、災害分野の専門家 計2名 				299/300字	
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定 ※資金分配団体用	人数	内訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載	
	3	新規採用人数 (予定も含む)	3	名	予定あり(詳細は右記のとおり)	
既存PO人数	3	名	予定あり(詳細は右記のとおり)	本申請事業と、団体が行う事業や他の休眠預金の事業との業務比率は、1：1又は2：1を想定している。		
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	<p>不正行為、利益相反等を管理するため、関係法令及び諸規定に基づき適正な事業の遂行に努める。積極的な情報開示や説明責任を果たすことにより透明性を確保する。法人運営に係る規程類の整備を進めたほか、内部管理体制の基本方針及び倫理・コンプライアンス規程を新たに整備した。現在、外部の有識者等が参加する委員会の設置や研修会の実施に向けて準備を進めている。また、外部の関係団体が行う研修会への参加も推奨している。</p>					199/200字
(4)コンソーシアム利用有無	あり					

申請団体/事業種別	資金分配団体	2025年度通常枠
事業期間	2026/04/01 ~ 2029/03/31	
資金分配団体	事業名	民間セクターによる災害対応広域連携事業
	団体名	社会福祉法人 長野県共同募金会

	助成金
事業費	148,215,000
実行団体への助成	126,000,000
管理的経費	22,215,000
プログラムオフィサー関連経費	24,000,000
評価関連経費	13,710,000
資金分配団体用	7,410,000
実行団体用	6,300,000
合計	185,925,000

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	0	49,405,000	49,405,000	49,405,000	148,215,000
実行団体への助成		42,000,000	42,000,000	42,000,000	126,000,000
-					
管理的経費	0	7,405,000	7,405,000	7,405,000	22,215,000

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	0	8,000,000	8,000,000	8,000,000	24,000,000
プログラム・オフィサー人件費等	0	5,000,000	5,000,000	5,000,000	15,000,000
その他経費	0	3,000,000	3,000,000	3,000,000	9,000,000

3. 評価関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (C)	0	4,570,000	4,570,000	4,570,000	13,710,000
資金分配団体用	0	2,470,000	2,470,000	2,470,000	7,410,000
実行団体用		2,100,000	2,100,000	2,100,000	6,300,000

4. 合計 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B+C)	0	61,975,000	61,975,000	61,975,000	185,925,000

コンソーシアム説明資料

コンソーシアムの名称 **長野県災害地域連携コンソーシアム**

1 コンソーシアムを組成する目的

地域の草の根活動等の助成事業、防災・減災や災害時支援活動を支援する中間支援組織としての実績が比較的豊富な社会福祉法人長野県共同募金会が幹事団体となり、社会課題の解決や地域の活性化等の公益活動に取り組む地域のNPO等の公共的活動団体を資金面で支援し、活動実績が豊富であり、事業の専門的な知見を有する公益財団法人長野県みらい基金とのコンソーシアムにより事業を実施する。

地域の知見、事業についての専門性を持つ団体、組織が伴走支援で連携し、知見等の共有化、相乗効果を高める。

2 各構成団体の担当業務

1 代表団体の担当業務（社会福祉法人長野県共同募金会）

- (1) 本コンソーシアム及び本コンソーシアム運営委員会の事務局業務
- (2) 本コンソーシアム事業における助成金分配に関する業務、伴走支援に関する業務、事業の進捗状況の管理、監督に関する業務、評価に関する業務

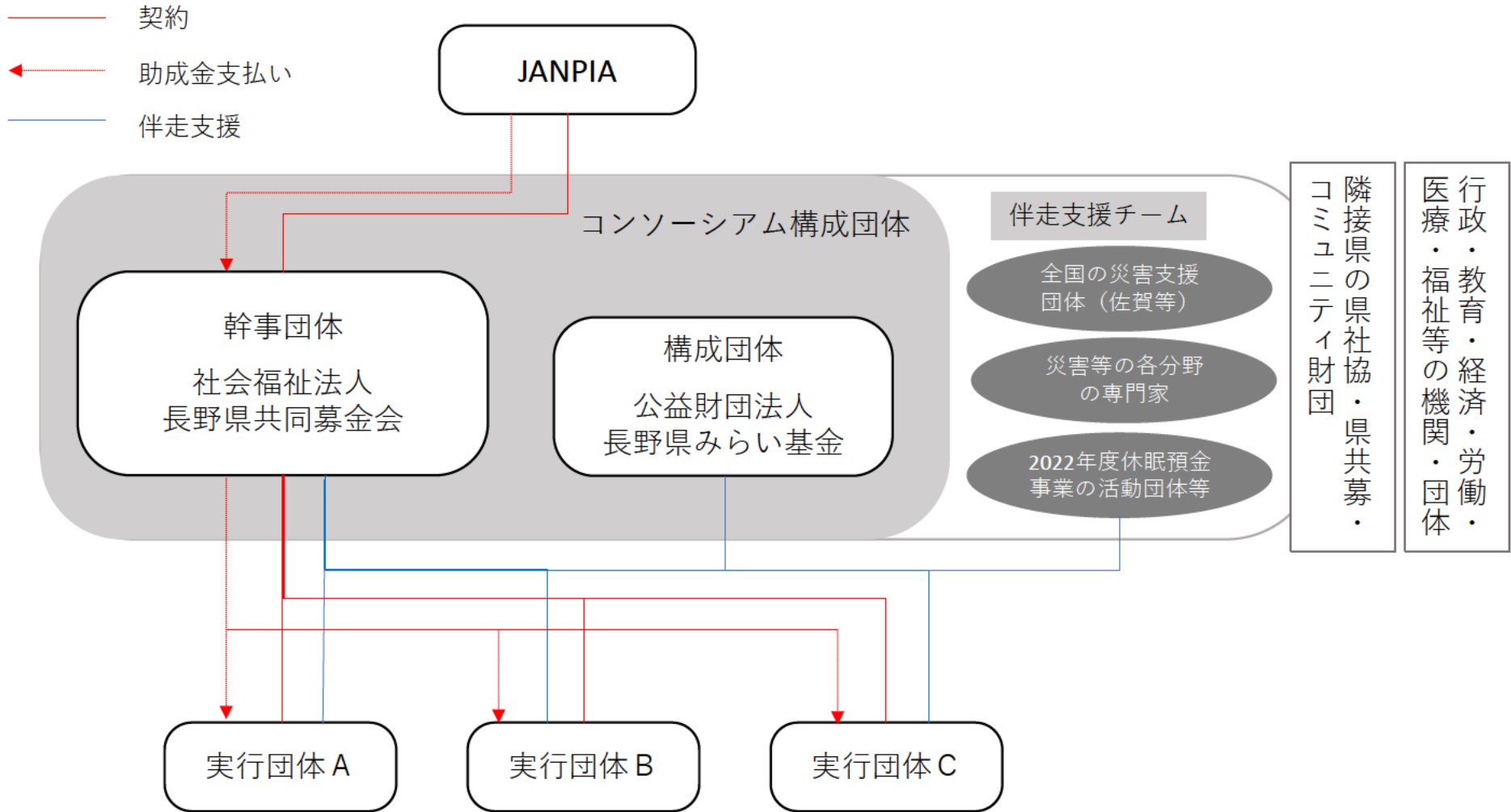
2 その他の構成団体の担当業務（公益財団法人長野県みらい基金）

- (1) 本コンソーシアム事業における伴走支援に関する業務、事業の進捗状況の管理、監督に関する業務、評価に関する業務

3 すべての構成団体が担う業務

- (1) 連携・協働して行う実行団体への支援プログラム（研修やワークショップ等）に関する業務
- (2) 連携・協働して行う事業の広報活動に関する業務
- (3) その他連携・協働して行うべき業務

3 コンソーシアムの体制図



4 コンソーシアム運営規則

別添「長野県災害地域連携コンソーシアム運営委員会規則（案）」

5 コンソーシアムにおける本事業の出口戦略

本事業における出口戦略は、「事業の終わり」ではなく、「社会実装への始まり」として位置づけられる。事業終了後も、広域災害への対応力と地域レジリエンスを高めるためのモデルを全国へと展開するための基盤づくりを目指す。

- ・ 持続可能な連携・協働の体制づくり
- ・ 人材育成と知見の継承
- ・ 政策提言と制度化の取り組み
- ・ 成果の発信とモデルの全国への波及
- ・ 資金的・非資金的支援の継続的な仕組みづくり

(別添) 「長野県災害地域連携コンソーシアム運営委員会規則(案)」

長野県災害地域連携コンソーシアム運営委員会規則(案)

(目的)

第1条 長野県災害地域連携コンソーシアム運営委員会規則(以下「本規則」という。)は、
長野県災害地域連携コンソーシアム(以下「本コンソーシアム」という。)のコンソーシアム協定書(以下「協定書」という。)第7条に定める運営委員会(以下「本委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員構成等)

第2条 本委員会は、本コンソーシアム代表団体の役員又は従業員から選任された3名、その他の構成団体の役員又は従業員からそれぞれ選任された2名の全ての運営委員をもって組織する。
2 委員の任期は2029年3月31日又は本コンソーシアムが解散した日のいずれか早い日までとする。
なお、前任者の任期途中で交代した後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第3条 本委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。
2 委員長は、本委員会において代表団体から選任された委員の中から選任する。
3 副委員長は、本委員会において代表団体以外から選任された委員の中から選任する。
4 委員長は本委員会の会務を統括する。
5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(運営体制の整備及び運用の実施責任者の選任)

第4条 本委員会は、各本構成団体の担当業務の進捗状況の管理、監督等を行う。

- 2 本委員会は、本事業の適正な実施及び本コンソーシアムの適正な運営を確保するために必要な体制の整備、運用等を行う責任者を委員の中から選任する。

(会議及び議決)

第5条 本委員会は必要に応じ、委員長が招集する。

- 2 本委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、オンライン等の非対面形式により本委員会を開催することができる。
- 4 本委員会の議長は委員長がこれにあたる。
- 5 本委員会の議事は、委員全員の賛成をもって決するように努めなければならない。ただし、これにより難しい場合は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。
- 6 委員長が必要と認めるときは、本委員会に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(書面等による会議)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、委員会の決議に代えることができる。この場合、書面以外の方法により委員の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。

- 2 前条第5項の規定は、前項の場合における決議についてこれを準用する。

(審議事項)

第7条 本委員会は、本コンソーシアムの事業運営を円滑に進めるため、次の事項を審議し決定する。

- (1) 本コンソーシアムの運営に関する事項
- (2) 本コンソーシアムの事業の実施体制に関する事項
- (3) 本コンソーシアムの構成団体の業務の分担及び経費の配分に関する事項
- (4) 本コンソーシアムの事業計画書及び収支予算の決定
- (5) 本コンソーシアムの事業報告及び収支決算の承認
- (6) 本コンソーシアムの事業に必要な専門部会の設置及びその構成員の選定に関する事項
- (7) 本コンソーシアムの運営に係る規約の制定および変更に関する事項
- (8) その他本事業の遂行に必要な事項

(議事録)

第8条 本委員会の議事については、以下の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所（オンラインによる開催の場合はその旨）
- (2) 出席者氏名
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人1人の署名押印をしなければならない。

(報告事項)

第9条 本委員会は、審議した事項について、議事録をもって、本コンソーシアムの構成団体に報告をしなければならない。

- 2 専門部会は、その審議した事項について、議事録を作成し、本委員会に報告をしなければならない。

(内部通報制度)

第10条 本委員会は、公益通報者保護法に基づき、内部通報の受付等に対応するため、各本構成団体の役職員に対し、JANPIAに設置されている内部通報制度の存在、利用方法等を周知する。

2 本コンソーシアムの各本構成団体は、通報者等が通報等を行ったこと、通報者に協力したこと又は通報等に基づく調査に積極的に関与したことを理由として、通報者等に対して不利益な処分又は措置を行ってはならない。

(本委員会の事務)

第11条 本委員会の事務は、代表団体が行う。

(規則の改廃)

第12条 この規則の改廃は、本委員会の決議を経なければならない。

附則

本規則は、協定書の調印の日から施行する。

団体情報入力シート

(1) 団体組織情報

法人格	団体種別	社会福祉法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	社会福祉法人長野県共同募金会		
郵便番号	380-0871		
都道府県	長野県		
市区町村	長野市		
番地等	西長野字加茂北143番地8		
電話番号	026-234-6813		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://www.akaihane-nagano.or.jp/	
	その他のWEBサイト (SNS等)		
設立年月日	1952/05/17		
法人格取得年月日	1952/05/28		

(2) 代表者情報

代表者(1)	フリガナ	ゴウヅ フミオ
	氏名	合津 文雄
	役職	理事長
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3) 役員

役員数 [人]	29
理事・取締役数 [人]	9
評議員 [人]	17
監事/監査役・会計参与数 [人]	3
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	1

(4) 職員・従業員

職員・従業員数 [人]	6
常勤職員・従業員数 [人]	6
有給 [人]	6
無給 [人]	
非常勤職員・従業員数 [人]	0
有給 [人]	0
無給 [人]	
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体正会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	2,091
申請前年度の助成総額 [円]	325,209,401
助成した事業の実績内容	広域助成（広域的な社会的課題を解決するための助成） 地域助成（小地域活動などの地域の生活課題を解決するための助成） 日常生活支援、社会参加・まちづくり支援、社会福祉施設支援、災害対応・防災、その他地域福祉支援

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	なし
助成を受けた事業の実績内容	

団体情報入力シート

(1) 団体組織情報

法人格	団体種別	公益財団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	公益財団法人長野県みらい基金		
郵便番号	380-8570		
都道府県	長野県		
市区町村	長野市		
番地等	大字南長野字幅下692番地2号 長野県庁1階		
電話番号	026-217-2220		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://www.mirai-kikin.or.jp	
	その他のWEBサイト (SNS等)	https://www.facebook.com/nagano.mirai.kikin	
設立年月日	2018/10/03		
法人格取得年月日	2018/10/03		

(2) 代表者情報

代表者(1)	フリガナ	タカハシ ジュン
	氏名	高橋 潤
	役職	理事長
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3) 役員

役員数 [人]	12
理事・取締役数 [人]	5
評議員 [人]	6
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	1

(4) 職員・従業員

職員・従業員数 [人]	9
常勤職員・従業員数 [人]	5
有給 [人]	4
無給 [人]	1
非常勤職員・従業員数 [人]	4
有給 [人]	4
無給 [人]	
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体正会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	129
申請前年度の助成総額 [円]	284,228,061
助成した事業の実績内容	NPO等公共的活動団体のプロジェクト支援・寄付者の名を冠した基金を設立して地域を応援

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	休眠預金活用による助成事業・日本財団こども第三の居場所事業

(12) 休眠預金事業の採択実績または申請中・申請予定

番号	対象		申請	左記で実行団体・支援対象団体として申請中・申請予定又は採択された場合	
	年度	事業	種別・状況	申請中・申請予定又は採択された資金分配団体又は活動支援団体名	申請中・申請予定又は採択された事業名
1	2019年度	通常枠	資金分配団体に採択		
2	2020年度	コロナ等対応支援枠	資金分配団体に採択		
3	2020年度	通常枠	資金分配団体に採択		
4	2021年度	通常枠	資金分配団体に採択		
5	2022年度	通常枠	資金分配団体に採択		
6	2022年度	コロナ等対応支援枠	資金分配団体に採択		
7	2023年度	通常枠	資金分配団体に採択		
8	2023年度	通常枠	実行団体に採択	認定特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ	居場所づくりが地域づくり
9	2023年度	コロナ等対応支援枠	資金分配団体に採択		
10	2024年度	通常枠	資金分配団体に採択		
11	2024年度	活動支援枠	活動支援団体に採択		
12	2025年度	通常枠	資金分配団体に申請（予定）		
13	2025年度	通常枠	資金分配団体に申請（予定）		
13					

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	民間セクターによる災害対応広域連携事業
団体名:	社会福祉法人長野県共同募金会
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
 ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		
記入完了	記入完了	記入完了

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※表項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款	公募申請時に提出	定款(社会福祉法)	第11条(第45条の9)
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款(社会福祉法)	第12条(第45条の9)
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款(社会福祉法)	第12条(第45条の9)
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款(社会福祉法)	第12条(第45条の9)
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款(社会福祉法)	第10条(第45条の9)
(6)決議(過半数が3分の2か)		公募申請時に提出	定款(社会福祉法)	第13条(第45条の9)
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款(社会福祉法)	第14条(第45条の9)
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としません。		公募申請時に提出	定款(社会福祉法)	第13条(第45条の9)
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款(社会福祉法)	第23条(第44条第6項)
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款(社会福祉法施行規則)	第23条(第2条の10)
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則	公募申請時に提出	定款(社会福祉法)／内部管理体制の基本方針	第25条(第45条の14)／第1
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款(社会福祉法)	第25条(第45条の14)
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款(社会福祉法)／内部管理体制の基本方針	第25条(第45条の14)／第1
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款(社会福祉法)	第25条(第45条の14)
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款(社会福祉法・社会福祉法人定款例)	第24条(第45条の13)
(6)決議(過半数が3分の2か)		公募申請時に提出	定款(社会福祉法)	第26条(第45条の14)
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款(社会福祉法)	第27条(第45条の14)
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款(社会福祉法)	第26条(第45条の14)
● 理事の職務権限に関する規程				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	理事の職務権限規程	第2条・第3条
● 監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款／経理規程	第18条／第65条
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	定款／役員報酬に関する規程	第8条・第21条／第2条・第3条
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員報酬に関する規程	第4条

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重		公募申請時に提出	倫理・コンプライアンス規程／職員就業規則／囑託職員就業規則	第1条／第3条・第4条／第3条・第4条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理・コンプライアンス規程／理事の職務権限規程／職員就業規則／囑託職員就業規則	第2条／第2条・第3条／第3条・第4条／第4条・第5条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理・コンプライアンス規程／職員就業規則／囑託職員就業規則	第3条／第3条・第4条／第4条・第5条
(4) 利益相反等の防止及び開示	-倫理規程 ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理・コンプライアンス規程／職員就業規則／囑託職員就業規則	第5条／第3条・第4条／第4条・第5条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理・コンプライアンス規程／職員就業規則／囑託職員就業規則	第4条／第3条・第4条／第4条・第5条
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	倫理・コンプライアンス規程／ハラスメントの防止に関する規程	第1条・第2条／第1条～第8条
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	定款／倫理・コンプライアンス規程／情報公開規程	第3条／第6条／第1条・第6条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理・コンプライアンス規程／個人情報保護に関する規程	第7条／第1条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	-倫理規程 -理事会規則 -役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 -就業規則 -審査会議規則 -専門家会議規則	公募申請時に提出	定款／倫理・コンプライアンス規程／配分規程／配分委員会規程	第13条・第26条・第28条・30条／第5条④⑤／第1条／第2条・第5条
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款／倫理・コンプライアンス規程／配分規程／配分委員会規程	第13条・第26条・第28条・30条／第5条③／第1条／第2条・第5条
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款／倫理・コンプライアンス規程／職員就業規則／囑託職員就業規則	第13条・第26条／第5条④／第3条・第4条／第4条・第5条
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	内部管理体制の基本方針／倫理・コンプライアンス規程／	第3条／第8条①
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	内部管理体制の基本方針／倫理・コンプライアンス規程／	第3条／第8条③
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	内部管理体制の基本方針／倫理・コンプライアンス規程／	第3条／第8条⑤
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部管理体制の基本方針	第3条
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部管理体制の基本方針	第3条(3)
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	定款／組織規程	第22条／第2条・第3条
(2) 職制		公募申請時に提出	定款／組織規程	第22条／第2条
(3) 職責		公募申請時に提出	定款／組織規程	第22条／第2条
(4) 事務処理(決裁)		公募申請時に提出	理事の職務権限規程／事務処理規程	第3条／第2条・第3条・第4条
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	職員給与規程	第4条・第5条・第9条・第10条
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	職員給与規程	第8条
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	事務処理規程	第2条・第3条・第4条
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	事務処理規程	第12条
(3) 保存期間		公募申請時に提出	事務処理規程	第13条～第18条
● 情報公開に関する規程				
以下の1～4の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	定款／経理規程(社会福祉法)／情報公開規程／情報公開実施要領	第38条・第39条／第67条(第45条の15)／第5条／第3条
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	内部管理体制の基本方針／運営基金設置規程／次年度緊急配分積立金規程／配分安定資金規程	第2(2)(3)(5)(6)／第1条／第1条／第1条
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	内部管理体制の基本方針／運営基金設置規程／次年度緊急配分積立金規程／配分安定資金規程	第2(1)／第1条／第1条／第1条
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	内部管理体制の基本方針／運営基金設置規程／次年度緊急配分積立金規程／配分安定資金規程	第2(1)～(7)／第1条／第1条／第1条
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	内部管理体制の基本方針／運営基金設置規程／次年度緊急配分積立金規程／配分安定資金規程	第2(1)～(7)／第1条／第1条
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	定款／経理規程(社会福祉法人会計基準)	第41条／第6条(第10条)
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	定款／経理規程	第41条／第3条
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	定款／経理規程	第41条／第8条
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	定款／経理規程	第41条／第10条・第11条
(5) 金銭の出納保管		公募申請時に提出	定款／経理規程	第41条／第22条
(6) 収支予算		公募申請時に提出	定款／経理規程	第41条／第14条
(7) 決算		公募申請時に提出	定款／経理規程	第41条／第62条～第67条

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	民間セクターによる災害対応広域連携事業
団体名:	公益財団法人長野県みらい基金
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
 ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		
記入完了	記入完了	記入完了

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款	公募申請時に提出	評議員会運営規則 定款	第3条 第18条
(2)招集権者		公募申請時に提出	評議員会運営規則 定款	第3条 第19条
(3)招集理由		公募申請時に提出	評議員会運営規則 定款	第3条 第19条
(4)招集手続		公募申請時に提出	評議員会運営規則 定款	第4～6条 第20条
(5)決議事項		公募申請時に提出	評議員会運営規則 定款	第10条 第17条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	評議員会運営規則 定款	第11条 第22条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	評議員会運営規則 定款	第16条 第24条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としません。		公募申請時に提出	評議員会運営規則 定款	第11条第3項 第22条第2項
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第27条第4項
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第27条第5項
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則	公募申請時に提出	定款	第27条第4項
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第27条第5項
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第27条第4項
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第27条第5項
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第27条第4項
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第27条第5項
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第27条第4項
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第27条第5項
● 理事の職務権限に関する規程				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	理事の職務権限規程	第4～9条、別表
● 監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	監事監査規程	第3～6条、第8～9条
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程	第3条、別表
(2)報酬の支払い方法	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程	第5条

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規程	第1条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規程	第3条、第11条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	第4条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規程	第6条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第4条
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規程	第8条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規程	第9条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	倫理規程 ・理事会規則 ・役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	倫理規程 理事会運営規則	第6条 第17条
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第5～6条
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第6条
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第3条
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第8条
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第13条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	公益通報者保護に関する規程	第4条
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	公益通報者保護に関する規程	第12条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規程	第2条
(2) 職制		公募申請時に提出	事務局規程	第3条
(3) 職責		公募申請時に提出	事務局規程	第4条
(4) 事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規程	第7～9条
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規程	第3条、第6～10条、第13条
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規程	第11～12条
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	第6条
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第7条
(3) 保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第8条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	第9条 別表1
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第13条
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第14条
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第18条
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第19～29条
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第5条
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第3条、第9条
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	金銭出納規程	第4条
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第8条、第10条
(5) 金銭の出納保管		公募申請時に提出	金銭出納規程	第3条、第5～10条
(6) 収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第15～20条
(7) 決算		公募申請時に提出	経理規程	第39～48条

社会福祉法人長野県共同募金会定款

昭和27年5月17日	認可
昭和34年1月30日	変更認可
昭和37年9月6日	変更届出
昭和39年8月29日	変更認可
昭和41年12月20日	変更認可
平成4年4月14日	変更認可
平成9年3月24日	変更届出
平成11年4月22日	変更認可
平成13年4月25日	変更認可
平成17年5月10日	変更認可
平成18年5月10日	変更認可
平成23年6月16日	変更認可
平成29年2月10日	変更認可

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、たすけあいの精神を基調として、長野県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図るために、共同募金事業を行うことを目的として、次の事業を行う。

- (1) 共同募金に関する広報活動の実施と世論の醸成
- (2) 受配者の範囲及び配分予定額の決定
- (3) 募金目標額の決定
- (4) 募金及び配分の実施並びに寄付金の管理
- (5) 受配者に対する配分使途の監査
- (6) 受配者指定寄付金の受入れ及び審査
- (7) 中央共同募金会において議決した事項の実施
- (8) 社会福祉協議会との連絡
- (9) 民間社会福祉資金の総合的調整
- (10) その他本会の目的達成のため必要な事業

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人長野県共同募金会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の福祉課題・生活課題を解決するために、民間社会福祉資金の確保並びに地域住民の社会参加の促進を積極的に進めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を長野市大字西長野字加茂北1 4 3番地8に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員15名以上25名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、職員1名、外部委員2名の合計4名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員は無報酬とする。ただし評議員には別に定める規程により費用を弁償することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会に議長を置き、議長はその都度互選とする。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 募金及び配分に関する事項
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分
- (9) 社会福祉充実計画の承認
- (10) 解散及び合併
- (11) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の場合において、議長は評議員会の決議に、評議員として議決に加わることができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 5 第1項及び第3項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び評議員会に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上14名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、1名を副会長、1名を常務理事とする。
 - 3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第45条の16の第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
 - 4 会長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとする。
 - 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には別に定める規程により費用を弁償することができる。

(職員)

第22条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 この法人に事務局長1名を置くほか、職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

2 理事会に議長を置き、議長はその都度互選とする。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長、常務理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長又は常務理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は理事会の決議に、理事として議決に加わることができない。

3 第1項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該

提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 配分委員会

(配分委員会)

第28条 この法人に、社会福祉法第115条に規定する配分委員会を置く。

(配分委員会の委員の定数)

第29条 配分委員会の委員は、10名とする。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(配分委員会の委員の選任)

第30条 配分委員会の委員は、民意を公正に代表するものとし、理事会の決議を経て選任する。

(配分委員会の委員の任期)

第31条 配分委員会の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 配分委員会の委員は、再任することができる。

(その他)

第32条 関係法令及び定款に定めるもののほか、配分委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 部会及び委員会

(部会及び委員会)

第33条 この法人に、部会及び委員会を置くことができる。

2 部会及び委員会は、専門的事項について、この法人の運営に参画し、あるいは会長の諮問に答え、又は意見を具申する。

第8章 共同募金委員会

(共同募金委員会)

第34条 この法人は、市町村の区域などに、共同募金委員会を置く。

2 共同募金委員会に関する規程は、別に定める。

第9章 資産及び会計

(資産の区分)

第35条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

現金 300万円

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第36条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、長野県知事の承認を得なければならない。ただし、次に各号に掲げる場合には、長野県知事の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第37条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第40条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第41条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第42条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意がなければならない。

第10章 解散及び合併

(解散)

第43条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

2 社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号に規定する解散をする場合には、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の決議を得て、長野県知事の認可又は認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第44条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第45条 合併しようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の決議を得て、長野県知事の認可を受けなければならない。

第11章 定款の変更

(定款の変更)

第46条 この定款を変更しようとするときは、理事会及び評議員会の決議を得て、長野県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項

に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を長野県知事に届け出なければならない。

第 1 2 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 4 7 条 この法人の公告は、事務局の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又はこの法人のホームページに掲載して行う。

(施行細則)

第 4 8 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

会 長 (理事)	片桐 知従
副会長 (理事)	小出 一男
副会長 (理事)	松岡 文七郎
常務理事	小出 一男
理 事	高野 イシ
〃	伊藤 半二
〃	本多 助太郎
監 事	若林 音三郎
〃	笠原 十兵衛
〃	清水 漸

附則

この定款は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

公益財団法人長野県みらい基金定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人長野県みらい基金と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を長野県長野市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、社会の課題解決や地域の活性化などの公益活動を支援したい人々と、公益活動を推進する団体等の双方の想いを具現し、資源の仲介を行い、社会を構成するすべての主体が公益を支える仕組みを構築することにより、持続可能で豊かな地域社会の創造と発展に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 公益の増進に資する事業に対する支援に必要な資金等の資源を募り、確保する事業
- (2) 公益の増進に資する事業に対する資金貸付、債務保証、助成、顕彰等を行う事業
- (3) 公益の増進に資する不動産等の資源を活用する事業
- (4) 前2号に掲げる事業のほか、公益の増進に資する事業に対し、その経営に必要な資源を提供する事業
- (5) 公益の増進に資する事業に対するコンサルティング、並びに講座、セミナーの開催事業
- (6) 公益の増進に資する事業に係る調査研究、情報収集及び情報発信に関する事業
- (7) 公益の増進に資する事業に関係した普及・啓発物品、寄附金付物品及び出版物等の販売
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、社会を構成する多様な主体が公益活動を支え、担う仕組みの検討及び実施に係る事業
- (9) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(機関の設置)

第5条 この法人は、評議員、評議員会、理事、理事会、監事を置く。

第3章 財産及び会計

(財産の抛出)

第6条 設立者は、現金300万円を、この法人の設立に際して抛出する。

(基本財産)

第7条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、前条の規定により抛出した財産を、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経なければならない。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号、第4号及び第6号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 第1項の規定により報告又は承認された書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、個人の住所に関する記載を除き一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告

- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 3 定款については、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 4 貸借対照表は、定時評議員会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。
(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第12条 この法人に、評議員5名以上20名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議によって行う。

2 評議員を選任する場合は、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及び配偶者又は3親等以内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。）又は業務を執行する社員である者
 - ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 1 項第 9 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- 3 評議員はこの法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

（任期）

第 14 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 12 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

第 15 条 評議員は無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、評議員には費用を弁償することができる。

第 5 章 評議員会

（構成）

第 16 条 評議員会はすべての評議員をもって構成する。

（権限）

第 17 条 評議員会は、次の事項に限り決議することができる。

（1）評議員、理事及び監事の選任及び解任

- (2) 貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の承認
 - (3) 定款の変更
 - (4) 事業の全部又は一部の譲渡
 - (5) 残余財産の帰属先の決定
 - (6) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (7) 役員報酬等並びに費用に関する規程の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定めた事項
- (開催)

第18条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

2 臨時評議員会は、必要があるときは、いつでも開催することができる。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は理事長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第20条 理事長は、評議員会の開催日の7日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定めた事項

- 3 評議員、理事又は監事を選任する決議に際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。評議員、理事又は監事の候補者の合計数が第12条及び第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛同を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第23条 理事が評議員会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続を第19条第1項の理事会において定めるものとし、第21条及び前条の規定は適用しない。

(議事録)

第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及びその評議員会において選任された議事録署名人2名以上が、記名押印又は電子署名する。ただし、評議員会の決議の省略があった場合及び評議員会への報告の省略があった場合はこの限りではなく、法令で定めるところによる。
- 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

(評議員会規則)

第25条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規則による。

第6章 役員

(役員)

第26条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事5名以上15名以内
- (2) 監事4名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長とし、1名を副理事長とするほか、1名以上を専務理事、1名以上を常務理事とすることができる。
- 3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、副理事長、専務理事及び常務理事をもって一般法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第27条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会において選定する。
- 3 監事は、この法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にあるものの合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

（理事の職務権限）

第28条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、この法人の業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けた時は、理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長及び副理事長に事故があるとき、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- 5 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。また、専務理事に事故あるとき、又は欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順序によって、その職務を代行する。
- 6 理事長、副理事長、専務理事、常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は前任者の任期の満了するときまでとする。

4 理事又は監事については、再任を妨げない。

5 理事又は監事は、第 26 条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、辞任又は任期満了により退任した後においても、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 31 条 役員が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議に基づいて行われなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 32 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、評議員会において定める総額の範囲内において、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事には費用を弁償することができる。

(取引の制限)

第 33 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第 34 条 この法人は、役員一般法人法第 198 条において準用する同法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問)

第 35 条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 顧問は、この法人への助言や協力を行い、理事長に対し、意見を述べるることができる。

4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第7章 理事会

(構成)

第36条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第37条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(5) 規則(第25条に規定する評議員会規則を除く。)の制定、変更及び廃止に関する事項

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 内部管理体制の整備

(6) 第34条の責任の免除

(開催)

第38条 通常理事会は、毎年定期に、年2回開催する。

2 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 監事が必要と認めて理事長に招集の請求があったとき。

(5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第 39 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第 2 項第 3 号により理事が招集する場合及び同項第 5 号により監事が招集する場合を除く。

2 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事会は各理事が招集する。

3 理事長は、前条第 2 項第 2 号又は第 4 号に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、請求の日から 2 週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の 5 日前までに、通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意のあるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 40 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは出席した理事の中から議長を互選する。

(決議)

第 41 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 42 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

2 理事会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した理事の氏名、決議があったものとみなされた日その他法務省令で定める事項を議事録に記載又は記録しなければならない。

(報告の省略)

第 43 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合には、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第 28 条第 6 項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第 44 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。また、理事会の決議の省略があった場合及び理事会への報告の省略があった場合はこの限りではなく、法令で定めるところによる。

- 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。第42条第2項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

(理事会運営規則)

第45条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第8章 委員会

(設置等)

第46条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、学識経験者等のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 事務局

(設置等)

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所定の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第48条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 評議員、理事、監事の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員報酬規程
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び計算書類等
- (9) 監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めるところによる。

第 10 章 賛助会員

(賛助会員)

第 49 条 この法人の目的及び事業に賛同し、積極的に経験、知識、技術等を活かして社会参加活動をしようとする個人又はこの法人の発展を助成しようとする法人、その他団体を賛助会員とする。

2 賛助会員に関して必要な事項は、理事会において別に定める賛助会員規程による。

第 11 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 50 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第 51 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(法令の準拠)

第 52 条 本定款に定めない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

第 12 章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第 53 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の決議によって変更することができる。

2 この法人の目的及び評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

(合併等)

第 54 条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第 55 条 この法人は、基本財産の滅失その他の事由によるこの法人の目的である

事業の成功の不能その他法令で定めた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 56 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分等)

第 57 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第 13 章 公告の方法

(公告)

第 58 条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

附 則

1 この法人の評議員は、次のとおりとする。

評議員	水本 正俊	三好 雅彦	吉江 宗雄
	山浦 悦子	北川 哲男	

2 この法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	高橋 潤	岡村 重信	根橋 美津人
	金枝 由香里	松岡 正幸	
設立時監事	村井 秀行		

3 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第 8 条の規定にかかわらず、設立の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

5 設立者の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所



設立者 高橋 潤